

第2章 二国間・地域的な経済連携協定における 知的財産を巡る状況に関する調査

I. 近年の RTA における知財章の比較調査（エンフォースメント・不正競争を中心に）

1. はじめに

近年締結された主要国が関わる協定の多くに知財章が設けられており¹、特に知的財産権のエンフォースメントに関する規定（国境措置、民事措置及び刑事措置）は、TRIPS 協定をはじめ、多くの経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）に盛り込まれている。しかしながら、協定上の明示的な義務が、締約国の国内法制においていかにして履行されているか、現状必ずしも明らかではなく、規定自体は設けられているものの実際の運用が伴っていない、といった問題も指摘されることがある。

また、他国間で締結するEPA/FTA 知的財産章における規律について、その内容を比較・分析することは、今後の我が国のEPA/FTA交渉戦略を検討する上で有用であるほか、既決EPA/FTAの見直しを行うに際しても大変有益な情報となることから、RTA²知的財産章におけるエンフォースメントに関する規律の実態把握を目的として、本調査を実施した³。

2. 各 RTA における知財エンフォースメント・不正競争等の概要

公開情報調査を実施した 10 の RTA（TPP11 協定、日本・EU EPA、ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド FTA（AANZFTA）、米国・韓国 FTA、中国・スイス FTA、中国・韓国 FTA、欧州自由貿易連合（EFTA）・インドネシア EPA、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）、EU・シンガポール FTA、及び EU・ベトナム FTA（EVFTA））の知財章の概要は以下のとおりである。

¹ 近年締結された主な FTA/EPA においては、後述のとおり多くの協定において知財章が設けられている。他方、知財章が設けられていない発効済みの主要な FTA として、日・ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP）、日本・シンガポール経済連携協定、韓国・ASEAN 自由貿易協定、中国・ASEAN 自由貿易協定（ACFTA）等が挙げられるが、2010 年以前等、10 数年以上前に発効年月を遡るにつれて、当該 FTA/EPA の数が増加する傾向にある。

² 本稿では個々の協定の固有名称として用いられている場合を除き、経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）を含めた地域経済統合関係の協定の包括総称として地域貿易協定（RTA）と記載する。

³ 調査の内容は原則として 2019 年 10 月調査時点のものである。

（１）TPP11 協定⁴

（a）協定の概要⁵

環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Partnership Agreement：TPP協定）⁶は、アジア・太平洋地域において、モノの関税に加えて、サービス、投資の自由化を進め、さらに知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律等、幅広い分野での新たなルールを構築する経済連携協定である。

米国を含む12か国が2016年2月にTPPに署名したが、米国が2017年1月に離脱宣言したため、11か国（日本、カナダ、ニュージーランド、メキシコ、ペルー、チリ、オーストラリア、ブルネイ、シンガポール、マレーシア、ベトナム）の閣僚がTPPの早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年11月の閣僚会合において、TPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership：CPTPP））^{7 8}を大筋合意した。2018年3月に、11か国の閣僚が署名を行い、2018年10月3日、我が国を含む6か国（メキシコ・日本・シンガポール・ニュージーランド・カナダ・オーストラリア）が国内手続を完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報した。これにより、TPP11 協定は2018年12月30日に発効した⁹。

TPP11 協定は、TPP協定について離脱を表明した米国以外の国の間で、一部条文を除く同協定の内容を実現するための協定であり、米国の不在に伴い停止（凍結）する項目を絞り込み、TPP 協定の高い水準を維持する。知的財産分野において、特許期間延長制度（第 18・46 条、第 18・48 条）、新薬のデータ保護期間に係るルール（第 18・50 条、第 18・51 条）、著作権の保護期間（第 18・63 条）等が凍結項目となっている。

⁴ 外務省 HP「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉」について

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/index.html> [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁵ 一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所「各国知的財産関連法令 TRIIPS 協定整合性レビュー調査 国際知財制度研究会報告書（平成 30 年度）」p.108～（2019年3月）

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/30_all.pdf [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁶ 外務省 HP「環太平洋パートナーシップ協定（略称：TPP 協定）」について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000580.html [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁷ TPP11 協定（英文）

<https://www.mfat.govt.nz/assets/CPTPP/CPTPP-Text-English.pdf> [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁸ TPP11 協定（訳文）

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_yakubun_tpp11/text_yakubun_tpp11.pdf [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁹ 内閣官房 TPP 等政府対策本部の HP

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tpp11/index.html#houritu> [最終アクセス日：2019年10月7日]

(b) 知財エンフォースメント・不正競争等の概要¹⁰

本協定第18章に知的財産章が設けられ、第 I 節において権利行使が規定されており¹¹
¹²、主な規定の概要は以下のとおりである。

第18章第I節 権利行使

●第18・71条（一般的義務）

各締約国は、この章の規定の対象となる知的財産権の侵害行為に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び将来の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、この節に規定する権利行使の手続を自国の法令において確保する旨等が規定されている。

●第18・72条（推定）

各締約国は、著作権又は関連する権利に係る民事上、刑事上及び該当する場合には行政上の手続について、反証のない限り、所定の事項（権利者、登録商標の有効性、特許の有効性等）を推定することを定める等が規定されている。

●第18・73条（知的財産権に関する権利行使の実務）

各締約国は、知的財産権の行使に関する最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定について、所定の事項（できるかぎり書面によること、当該決定が依拠する理由又は法的根拠等の明示、公表等）を定める旨等が規定されている。

●第18・74条（民事上及び行政上の手続及び救済措置）

各締約国は、この章の規定の対象となる知的財産権の行使について、民事上の司法手続を権利者が利用することができるようにする旨等が規定されている。

●第18・75条（暫定措置）

各締約国の当局は、自国の司法上の規則に従い、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、速やかに知的財産権に関する救済の申立てに対応する旨等が規定されている。

¹⁰ 概要

https://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/chapters/ch18_2.pdf [最終アクセス日：2019年10月7日]

¹¹ TPP 協定（英文）「CHAPTER 18 INTELLECTUAL PROPERTY」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/tpp/en/18_Intellectual_Property.pdf [最終アクセス日：2019年10月7日]

¹² TPP 協定（和文）「第十八章 知的財産」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/tpp/jp/tpp_ip_18.pdf [最終アクセス日：2019年10月7日]

●第18・76条（国境措置に関する特別の要件）

各締約国は、当該締約国の領域に輸入される物品であって、不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品若しくは著作権侵害物品である疑いのあるものの引取りを停止し、又は当該物品を留置するための申立てについて定める旨等が規定されている。

●第18・77条（刑事上の手続及び刑罰）

各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び著作権又は関連する権利を侵害する複製について適用されるものを定める旨等が規定されている。

●第18・78条（営業上の秘密）

各締約国は、パリ条約第十条の二に規定する不正競争からの有効な保護を確保するため、いずれかの者が、合法的に自己の管理する営業上の秘密について、公正な商慣習に反する方法により自己の承諾を得ないで他の者（国有企業を含む。）が開示し、取得し、又は使用することを防止するための法的手段を有することを確保する等が規定されている。

●第18・79条（衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護）（凍結項目）

第1項において、(a)有体又は無体の装置又はシステムが少なくとも所定の条件に合致することを知らながら又は知ることができる理由を有しながら行う当該装置又はシステムの製造、組立て、変更、輸入、輸出、販売、賃貸又は他の方法による頒布、並びに(b)衛星放送用の暗号化された番組伝送信号について、当該信号の合法的な配信業者の許諾を得ることなく当該信号が復号化されたことを知らながら故意に行う所定行為を、犯罪とする旨等が規定されている。

第2項において、第1項に規定する行為により損害を受けた者のために民事上の救済措置等が規定されている。

第3項において、故意による所定の行為について刑罰又は民事上の救済措置を定める旨等が規定されている。

●第18・80条（ソフトウェアの政府による使用）

第1項において、知的財産権の尊重についての政府意識向上措置の採用促進等について規定している。

第2項において、自国の中央政府機関が、著作権及び関連する権利により保護され、かつ、知的財産権を侵害しないコンピュータ・ソフトウェアのみを使用すること並びに該当する場合には関連する許諾により認められた方法によってのみ当該コンピュータ・

ソフトウェアを使用することを定める適当な法律等を採用し、又は維持する旨等が規定されている。

●その他¹³

また、上記営業秘密以外の不正競争に関連する規定として、第F節 特許及び開示されていない試験データその他のデータにおいて、農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの保護（第18.47条）、医薬承認審査に基づく特許の不合理的短縮についての期間の調整（第18.48条）（凍結項目）、開示されていない試験データその他のデータの保護（第18.50条）（凍結項目）、生物製剤（第18.51条）（凍結項目）、新規の医薬品の定義（第18.52条）、特定の医薬品の販売に関する措置（第18.53条）、保護の期間の変更（第18.54条）等が規定されている。

（2）日本・EU EPA¹⁴

（a）協定の概要¹⁵

日本・EU経済連携協定（日EU・EPA）は、2011年3月に開催された第20回日EU定期首脳協議において、交渉の大枠を定めるスコーピング作業を開始することが合意され、2013年3月の日EU首脳電話会談において、交渉の開始が決定された。2013年4月の交渉開始から約4年をかけ計18回の交渉会合が開催された後、2017年12月に交渉妥結、2018年7月に署名され、同年12月に日EU双方の国会及び欧州議会での承認を経て、2019年2月1日に発効に至った¹⁶。

¹³ なお、権利行使節に直接規定されているものではないが、物品の原産地を誤認させるような国名の商業的利用に対する法的措置の規定として、国名（第18.29条）が規定されており、地理的表示に関する規定としては、地理的表示の認定（第18.30条）、地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続（第18.31条）、異議申立て及び取消しの根拠（第18.32条）、日常の言語の中で通例として用いられている用語であるかどうかを決定するための指針（第18.33条）、複数の要素から構成される用語（第18.34条）、地理的表示の保護の日（第18.35条）、国際協定（第18.36条）等が規定されている。

¹⁴ 外務省「日EU経済連携協定（EPA）」について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html [最終アクセス日：2019年10月7日]

¹⁵ 一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所 「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性レビュー調査 国際知財制度研究会報告書（平成30年度）」p.112～（2019年3月）

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/30_all.pdf [最終アクセス日：2019年10月7日]

¹⁶ 外務省「日・EU経済連携協定」概要

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000415752.pdf> [最終アクセス日：2019年10月7日]

(b) 知財エンフォースメント・不正競争等の概要

本協定第14章に知的財産章が設けられ、第C節において権利行使が規定されており¹⁷ ¹⁸、主な規定の概要は以下のとおりである。

第14章第C節 権利行使

第一款 一般規定

●権利行使に関する一般規定（第14・40条）

両締約国は、貿易関連知的所有権協定、特に第三部の規定に基づく約束を確認する旨等が規定されている。

●権利を有する申立人（第14・41条）

各締約国は、所定の者をこの節に規定する措置、手続及び救済の適用を求める権利を有する者と認める旨等が規定されている。

第二款 民事上の救済に係る権利行使

●証拠を保全するための措置（第14・42条）

各締約国の司法当局は、申し立てられた侵害に関連する証拠を保全するため、適当な場合には秘密の情報の保護を確保する手続に従って、迅速かつ効果的な暫定措置を命ずる権限を有する旨等が規定されている。

●情報に関する権利（第14・43条）

各締約国は、所定の場合に、自国の司法当局が、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、権利者の正当な要請に基づき、侵害者又は侵害したと申し立てられた者に対し、少なくとも証拠を収集する目的のため、自国の関係法令に規定する関連情報であって、当該侵害者又は当該侵害したと申し立てられた者が有し、又は管理するものを当該権利者又は当該司法当局に提供するよう命ずる権限を有することを定める旨等が規定されている。

●暫定的措置及び予防的措置（第14・44条）

中間的な差止命令、侵害したと申し立てられた者の動産及び不動産の予防的な差押え（銀行口座及び他の財産の凍結を含む。）等が規定されている。

¹⁷ 日 EU 経済連携協定（英文テキスト）「AGREEMENT BETWEEN THE EUROPEAN UNION AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP」

<https://www.mofa.go.jp/files/000382106.pdf> [最終アクセス日：2019年10月7日]

¹⁸ 日 EU 経済連携協定（和文テキスト）「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382088.pdf> [最終アクセス日：2019年10月7日]

●是正措置（第14・45条）

各締約国は、自国の司法当局が、侵害を理由として権利者に支払われるべき損害賠償に影響を及ぼすことなく、申立人の要請に応じて、知的財産権を侵害していると認定した物品をいかなる補償もなしに少なくとも流通経路から完全に除去し、又は廃棄する（ただし、例外的な場合を除く。）ことを命ずることができることを確保する旨等が規定されている。

●差止命令（第14・46条）

侵害の継続を禁止するための差止命令等が規定されている。

●損害賠償（第14・47条）

故意・過失等の侵害者に対し、侵害の結果として権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償等が規定されている。

●費用（第14・48条）

敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁護士の費用等を支払うよう命ずる権限等が規定されている。

●著作者又は所有者の推定（第14・49条）

各締約国は、文学的又は美術的著作物の著作者が、反証のない限り当該著作物の著作者本人と認められ、その結果、権利の侵害について訴えを提起することを認められるためには、当該著作者の名が通常の方法により当該著作物に表示されていることで足りることを確保する旨等が規定されている。

第三款 営業秘密の不正な取得に対する保護に係る権利行使

●民事上の手続及び救済（第14・50条）

各締約国は、営業秘密の取得、使用又は開示が公正な商慣習に反する方法により行われる場合には、当該営業秘密の保有者がそのような取得、使用又は開示を防止し、及び是正するための適当な民事上の司法手続及び救済を定める旨等が規定されている。

第四款 国境措置に係る権利行使

●国境措置に係る権利行使（第14・51条）

税関における知的財産侵害物品の差止申立制度、職権による水際取締り、権利者への情報提供、税関当局間の協力等について規定する。なお、第14・51条第5項において「各締約国の税関当局は、輸入され、又は輸出される物品に関し、侵害の疑いのある物品の解放を停止し、又はこれを留置するために自国の関税領域において職権により行動する権限を有する」旨規定されているが、注において「この5の規定の適用上、日本国は、

侵害物品の保税運送又は積替えの場合に適用される刑罰を定めることができる」と記載され刑事上の措置が可能となっている。

第1項

「侵害の疑いのある物品」の解放を停止し、又はこれを留置するよう自国の税関当局に対して求める申立てを提出することができる手続を自国の関税領域において採用し、又は維持する旨等が規定されている。ここで「侵害の疑いのある物品」とは、権利者が商標、著作権及び関連する権利、地理的表示、特許、実用新案、意匠並びに植物の品種に関する権利の侵害の疑いのある物品である。なお、「地理的表示」について、日本国は、地理的表示に関し、自国の法令に従い、適当な権限のある当局による行政上の措置であって、侵害の疑いのある物品の国内市場への解放を防止するためのものを定めることにより、この条に定める義務を履行することができる旨が注釈として記載されている。

第2項

申立てを管理する電子的システムについて規定されている。

第3項

合理的期間内に申立てを認め又は記録を決定について規定されている。

第4項

被疑侵害物品の検出を対象とすることについて規定されている。

第5項

侵害の疑いのある物品の解放停止・留置するために職権（*ex officio*）により行動する権限について規定されている。

第7項

解放停止・留置された物品に関する情報（荷送人、輸出者、荷受人、輸入者、原産国等）の提供について規定されている。

第8項

知的財産を侵害していると認定された物品の廃棄について規定されている。

関係者が廃棄に同意する等の場合、正式認定を不要とする廃棄手続も規定可能とされている。

第9項

物品の保管又は廃棄要した費用負担について規定されている。

第10項

旅行者の手荷物に含まれる少量の非商業的な性質の物品についての適用除外等が規定されている。

第11項

国境措置についての協議の取扱いについて規定されている。

第12項

国境措置に関する協力について規定されている。

第13項

専門委員会の所定の事項に関する協力の可能性検討について規定されている。

等

また、不正競争に関連する規定としては、以下が挙げられる。

第B節 知的財産に関する基準

第7款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ

●営業秘密の保護の範囲（第14.36条）

第1項において、TRIPS39条の規定を確認し、第2項において営業秘密の定義を規定し、第3項において公正な商慣習に反する方法の類型を規定し、及び第4項において公正な商慣習に反するものとして認定することを要求しない類型を規定している。

●販売承認の手続における試験データの取扱い（第14.37条）

新規医薬用有効成分を利用する医薬品や新規化学物質を利用する農業用化学品に対するデータ保護期間を定めている。

第9款 不正競争

●不正競争（第14.39条）

第1項において、各締約国は、パリ条約に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与える旨が規定されている。

第2項において、国別コード・トップレベル・ドメインのドメイン名を管理するための欧州連合及び日本国のそれぞれの制度に関し、少なくともある者が商標と同一の又は混同を生じさせるほどに類似したドメイン名を利益を得る不誠実な意図をもって登録し、又は保有する場合には、それぞれの法令に従って適当な救済を利用可能なものとする旨が規定されている。

第3項において、各締約国は、パリ条約第六条の七(2)の規定の実施を通じて、商標の許諾を得ない使用からの効果的な保護を与える旨が規定されている。

なお、地理的表示の保護に関する規定としては、地理的表示の保護に関する制度（第14.23条）、地理的表示の表（第14.24条）、地理的表示の保護の範囲（第14.25条）、地理的表示の使用の範囲（第14.26条）、商標との関係（第14.27条）、保護の執行（第14.28条）等が規定されている。

(3) ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド FTA (AANZFTA)¹⁹

(a) 協定の概要²⁰

本協定は2010年1月1日に、一部の参加国で発効し、その後順次、参加国で発効し、2012年1月10日には全参加国で発効した。ASEANとオーストラリア・ニュージーランド間の自由貿易協定（FTA）を含む包括的経済連携の実現を目指すとされる。

参加12カ国はオーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、ベトナム、タイ、ラオス、カンボジア、インドネシアである²¹。

(b) 知財エンフォースメント・不正競争等の概要²²

本協定第13章に知的財産章が設けられているが、権利行使に関する独立した節はなく権利行使に関する民事及び行政上の措置、国境措置等の観点から具体的に規定した条項はなく、刑事上の措置について一部の知的財産権（著作権）について限定的な規定があるのみである²³。

権利行使に間接的に関係すると考えられる規定として、以下のものがあるものの具体的な救済策や制裁を定めた独立した明示的な条項とはなっていない（仮訳）。

●TRIPS 協定の確認（第3条）

各締約国は、TRIPS 協定に基づく他の締約国に関する権利と義務を確認する旨が規定されている。

●内国民待遇（第4条）

各締約国は、他の締約国の国民に対して、知的財産の保護²⁴に関して自国民よりも劣

¹⁹ NEW ZEALAND The Ministry of Foreign Affairs and Trade の HP 「ASEAN-Australia-New Zealand free trade agreement (AANZFTA)」について

<https://www.mfat.govt.nz/en/trade/free-trade-agreements/free-trade-agreements-in-force/asean-australia-new-zealand-free-trade-agreement-aanzfta> [最終アクセス日：2019年10月7日]

²⁰ NEW ZEALAND The Ministry of Foreign Affairs and Trade の HP 「AANZFTA overview」について

<https://www.mfat.govt.nz/en/trade/free-trade-agreements/free-trade-agreements-in-force/asean-australia-new-zealand-free-trade-agreement-aanzfta/aanzfta-overview/> [最終アクセス日：2019年10月7日]

²¹ 日本貿易振興機構（JETRO）の HP 「ニュージーランド—WTO・他協定加盟状況」（最終更新日：2018年11月14日）について

https://www.jetro.go.jp/world/oceania/nz/trade_01.html [最終アクセス日：2019年10月7日]

²² NEW ZEALAND The Ministry of Foreign Affairs and Trade の HP 「AANZFTA text」について

<https://www.mfat.govt.nz/en/trade/free-trade-agreements/free-trade-agreements-in-force/asean-australia-new-zealand-free-trade-agreement-aanzfta/aanzfta-text/> [最終アクセス日：2019年10月7日]

²³ AANZFTA full text, The current version of the AANZFTA text. 「CHAPTER 13 INTELLECTUAL PROPERTY」

https://www.mfat.govt.nz/assets/Trade/FTAs-in-force/AANZFTA/AANZFTA-full-text/aanzfta_chapter13-1.pdf [最終アクセス日：2019年10月7日]

²⁴ 「保護」には、知的財産権の利用可能性、取得、範囲、維持、及び執行に影響する事項、並びにこの章で特に対象とする知的財産権の使用に影響する事項が含まれる旨が脚注において補足されている。

らない扱いをするものとする。ただし、TRIPS 協定及び WIPO 後援のもとで締結された多国間協定の例外を条件とする旨が規定されている。

●著作権（第5条）

第1項において、各締約国は、少なくとも商業的利益又は金銭的利益のために故意に著作権を侵害した場合における、刑事訴訟手続及び罰則を定める旨等が規定されている。
等

●協力（第9条）

第2項において、一の締約国の要請により、他の締約国は、要求締約国の国内のイノベーションを促進する知的財産システムの開発を目的に、可能な範囲で適宜に、知的財産の取得、保護、執行、利用及び創造のための要求締約国の国家の枠組みを強化するための要求者への支援を行うことができる旨が規定されている。

第3項において、締約国は、所定の知的財産権問題（(a)国境での知的財産権の執行のための窓口を含め、関連する政府機関での窓口等を含む）について対話を促進することに同意する旨が規定されている。

（4）米国・韓国 FTA²⁵

（a）協定の概要²⁶

米国と韓国とのFTA推進の始まりは2004年に遡る。2004年5月にUSTR（米国通商代表部）副代表が韓国とのFTA締結に関心を示し、数回の通商長官会合を開催し、2006年6月に第1回交渉が開始された。その後、2007年3月まで8回の正式交渉を経て、2007年4月に米韓FTAは妥結に至った。妥結後も追加交渉・妥結（2010年12月）が行われ、国内手続にも相当の時間が費やされたが、同FTAは2012年3月15日に正式に発効となった。発効以来、安定的に活用されていた米韓FTAであるが、トランプ（Donald Trump）大統領の保護貿易主義の推進により、近年改正の動きをみせ、2017年6月30日の米韓の大統領間の会談において韓国に本協定の再交渉を要求し、2017年10月には韓国は米国の要求を受け入れ再交渉開始の合意に至った。再交渉は2018年1月5日に開始され、同年3月28日に合

²⁵ 米国通商代表部（United States Trade Representative：USTR）のHP「U.S. - Korea Free Trade Agreement」について

<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/korus-fta> [最終アクセス日：2019年10月7日]

²⁶ 日本貿易振興機構（JETRO）海外調査部中国北アジア課 ソウル事務所「韓国の FTA 調査 ～韓中 FTA、韓米 FTA を中心に～」p.32～（2018年3月）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/ddd9e405ca341e6/20170140.pdf [最終アクセス日：2019年10月7日]

意に達したとされる²⁷。

(b) 知財エンフォースメント・不正競争等の概要²⁸

本協定第18章に知的財産章が設けられ、第18.10条1.～30.において権利行使が規定されており²⁹、主な規定の概要は以下のとおりである（仮訳）。

第 18.10 条 知的財産権の行使

●民事及び行政手続及び救済策（第 18.10 条 4.～15.）

第 4 項

各締約国は、知的財産権の執行に関する民事裁判手続を権利者に提供するものとする旨が規定されている。

第 5 項

損害賠償請求について規定されている。(a)侵害の結果、権利者が被った損害の補償として十分な賠償や、少なくとも著作権又は関連する権利の侵害及び商標の不正使用の場合の侵害に起因する侵害者利益、(b) 知的財産権の侵害に対する損害賠償の決定において、司法当局は、とりわけ、権利者によって提出された市場価格、提案された小売価格、又はその他の正当な価値によって測定される侵害された商品又はサービスの価値を考慮しなければならない旨等が規定されている。

第 6 項

民事訴訟手続において、各締約国は、少なくとも著作権又は関連する権利によって保護されている作品、表音文字、及びパフォーマンスに関して、並びに商標不正使用の場合において、権利者の選択により利用可能な事前に確立された損害賠償を確立し又は維持する旨等が規定されている。

第 7 項

訴訟費用等の敗訴者負担等について規定されている。

²⁷ 国立国会図書館 調査及び立法考査局 経済産業課 植田大祐「米国の通商政策の動向」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』 NUMBER 1049, 8 頁(2019. 3.18.)

本文献によれば、再交渉の要求の背景には、トランプ大統領が、米韓 FTA を契機として自動車等の対韓貿易赤字が増加したと主張したことがあるとされる。また、再交渉開始の要求を受け入れた背景には、当初韓国は再交渉に否定的であったが、米韓 FTA の破棄も辞さないとするトランプ大統領の発言や北朝鮮を巡る情勢の緊迫化等の影響により、再交渉の要求を受け入れたとされる。さらに、3 か月という短期間で再交渉が妥結した背景として、米国による在韓米軍の撤退・縮小、1962 年通商拡大法 232 条に基づく鉄鋼、アルミニウムへの追加関税措置の可能性を示唆して韓国に圧力を加えたことが指摘されている旨を報告している。

²⁸ 米国通商代表部 (United States Trade Representative : USTR) の HP「Trade Agreements-Free Trade Agreements-KORUS FTA-Final Text」について

<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/korus-fta/final-text> [最終アクセス日: 2019 年 10 月 7 日]

²⁹ 「CHAPTER EIGHTEEN INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS」

https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/korus/asset_upload_file273_12717.pdf [最終アクセス日: 2019 年 10 月 7 日]

第8項

著作権又は関連する権利の侵害及び商標の不正使用に関する民事訴訟において、各当事者は、その司法当局が、侵害行為に関連する被疑侵害物品、材料、及び器具（少なくとも商標の不正使用の場合、侵害に関連する証拠書類）の差押を命じる権限を有することを定める旨等が規定されている。

第9項

著作権侵害物品や不正商標商品の流通経路からの廃棄等について規定されている。

第10項

各締約国は、知的財産権の執行に関する民事訴訟において、その司法当局が、証拠を収集する目的で、侵害者が所有又は管理する所定の情報を権利者又は当該司法当局に提供するように侵害者に命じる権限を有するものとする旨等が規定されている。ここで、当該情報は、侵害のあらゆる側面に関与する者に関し、並びに侵害された商品又はサービスの生産及び流通に関与する第三者の識別を含む、そのような商品又はサービスの生産手段又は流通経路に関する。

第11項³⁰

各締約国は、その司法当局が、適切な場合に、当該当局によって発行された有効な命令に従わない民事司法手続の当事者に対する制裁（罰金、拘留、懲役等）を科す権限を有することを定める旨等が規定されている。

第12項

民事救済が本案に関する行政手続の結果として命じることができる範囲で、各締約国は、そのような手続が本章で述べたものと実質的に同等の原則に適合することを定める旨等が規定されている。

第13項

差押、損害賠償、訴訟費用の負担、禁止行為に関係すると認めた製品等の廃棄等について規定されている。

第14項

侵害の停止、輸入品の流通経路への流入の防止、それらの輸出の防止等について規定されている。

第15項

技術専門家等の費用について規定されている。

●代替紛争解決（第 18.10 条 16.）

各締約国は、知的財産権に関する民事紛争を解決するための代替紛争解決手順の使用を許可し得ることが規定されている。

³⁰ 本条項は、秘密保持命令違反に対し制裁を科す権限を司法当局へ付与するものであり、営業秘密の保護に関連するものと考えられる。

●暫定措置（第 18.10 条 17.～18.）

第 17 項

各締約国は、両当事者間の暫定措置の要請に迅速に対応するものとする旨等が規定されている。

第 18 項

暫定措置について、司法当局が、原告に対して合理的に入手可能な証拠の提出等を要求することについて規定されている。

●国境措置に関連する特別な要件（第 18.10 条 19.～25.）

第 19 項

被疑不正商標商品、混同を生じさせるほど類似した商標が付された商品、又は著作権侵害物品の自由流通への解放を停止する手順の開始の要件等について規定されている。

第 20 項

被告及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するための合理的な担保又は同等の保証の提供等について規定されている。

第 21 項

権限のある当局が不正商標商品又は著作権侵害物品を没収した場合、締約国は、荷送人、輸入者、輸出者、又は荷受人の氏名及び住所を、没収から 30 日以内に権利者に通知すること等について規定されている。

第 22 項

各締約国は、権限のある当局が、不正商標が付された若しくは混同を生じさせるほど類似した商標が付された、又は著作権侵害の疑いがある輸入品、輸出品、輸送中の商品、又は自由貿易地域の商品に関して職権上（*ex officio*）の国境措置を開始できることを定める旨等が規定されている。

第 23 項

各締約国は、例外的な状況を除き、税関当局による解放が停止され、不正商標商品又は著作権侵害物品として没収された商品を廃棄することを定める旨等が規定されている。

第 24 項

国境措置に関連して申立てに係る手数料又は商品保管料が査定される場合について規定されている。

第 25 項

各締約国は、相互に合意した条件で、知的財産権に関する国境措置の実施に関する技術的助言を他方の締約国に提供し、締約国は、これらの問題に関する二国間及び地域間の協力を促進するものとする旨等が規定されている。

●刑事上の手続及び措置（第 18.10 条 26.～29.）。

第 26 項

各締約国は、少なくとも商業規模での故意による商標の不正使用又は著作権若しくは関連する権利の侵害の場合に適用される刑事訴訟手続及び罰則を定める旨等が規定されている。

第 27 項

第 26 項の罰則について更に具体的に規定しており、各締約国は将来の侵害を抑止するのに十分な罰金だけでなく懲役刑を含む罰則を定めること、各締約国は、商業上の利益又は私的な金銭的利益を目的として刑事侵害が発生した場合に実際の禁固刑を科すなど、将来の侵害を抑止するのに十分なレベルでそれらの罰を科すよう司法当局に更に奨励するものとする旨等が規定されている。

第 28 項

各締約国は、少なくとも所定の売買を知っている場合には、故意による商標の不正使用又は著作権侵害がない場合でも、刑事訴訟手続及び罰則を適用する旨等が規定されている。

第 29 項

各締約国は、映画又はその他の視聴覚作品の著作権又は関連する権利の所有者の許可なく、視聴覚記録装置を故意に使用する者又は使用しようとする者等に対して適用される刑事手続定める旨等が規定されている。

●その他³¹

権利行使に関連する規定としてサービスプロバイダの責任と制限（第 18.10 条 30.）等が規定されている。

また、不正競争に関連する規定として、特定の規制製品に関連する措置（第 18.9 条）等が規定されている。

³¹ なお、権利行使節に直接規定されているものではないが、地理的表示に関する規定としては、地理的表示を含む商標（第 18.2 条）が設けられている。

（５）中国・スイス FTA³²

（ａ）協定の概要³³

本協定は2013年7月6日に調印、2014年7月1日に発効した。2017年1月16日、中国の高虎城商務部長はスイス連邦経済・教育・イノベーション庁長官とともに、自由貿易協定のグレードアップに関する了解覚書に調印し、自由貿易グレードアップの共同研究を正式に発足させた。2017年5月18～19日、中国 - スイス自由貿易協定グレードアップ共同研究第1回会議及び産業シンポジウムがスイスの首都ベルンで行われ、双方はグレードアップ可能な分野について広く意見交換し、共同研究の職責範囲文書を可決した。同時に、双方で産業シンポジウムも開催し、中国・スイスの産業界及び学術機関の代表を招聘して自由貿易協定の実施状況及び将来的なグレードアップ提携の可能性についても検討した。2018年3月27日、中国 - スイス自由貿易協定グレードアップ共同研究第2回会議が北京で行われ、双方はグレードアップ可能な分野、共同研究報告の内容及び将来のアレンジについて意見を交換した³⁴。

（ｂ）知財エンフォースメント・不正競争等の概要³⁵

本協定第11章に知的財産章が設けられ、第IV節において権利行使が規定されており³⁶、主な規定の概要は以下のとおりである（仮訳）。

³² The Federal Council The portal of the Swiss government, The Federal Department of Economic Affairs, Education and Research (EAER), State Secretariat for Economic Affairs SECO のHP「Free Trade Agreement, entry into force: 01.07.2014, bilateral Switzerland – China」について

https://www.seco.admin.ch/seco/en/home/Aussenwirtschaftspolitik_Wirtschaftliche_Zusammenarbeit/Wirtschaftsbeziehungen/Freihandelsabkommen/Partner_weltweit/china.html [最終アクセス日：2019年10月7日]

³³ 日本貿易振興機構（JETRO）「中国 WTO・他協定加盟状況 各協定の加盟状況詳細」p.18～（2019年1月15日更新）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/cn/trade_01/pdf/cn1A010.pdf [最終アクセス日：2019年10月7日]

³⁴ 日本貿易振興機構（JETRO）のHP「WTO・他協定加盟状況－中国」（最終更新日：2019年01月15日）について

https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/trade_01.html [最終アクセス日：2019年10月7日]

³⁵ The Federal Council The portal of the Swiss government, The Federal Department of Economic Affairs, Education and Research (EAER), State Secretariat for Economic Affairs SECO のHP「Texts of the agreements」について https://www.seco.admin.ch/seco/en/home/Aussenwirtschaftspolitik_Wirtschaftliche_Zusammenarbeit/Wirtschaftsbeziehungen/Freihandelsabkommen/Partner_weltweit/china/Abkommenstexte.html [最終アクセス日：2019年10月7日]

³⁶ 「FREE TRADE AGREEMENT BETWEEN THE SWISS CONFEDERATION AND THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA」

[https://www.seco.admin.ch/dam/seco/en/dokumente/Aussenwirtschaft/Wirtschaftsbeziehungen/Freihandelsabkommen/Partner%20weltweit/China/Abkommenstexte/Texts%20in%20English/Switzerland-China%20FTA-%20Main%20agreement%20\(signed%20version\).pdf.download.pdf/Switzerland-China%20FTA-%20Main%20agreement_signed%20version.pdf](https://www.seco.admin.ch/dam/seco/en/dokumente/Aussenwirtschaft/Wirtschaftsbeziehungen/Freihandelsabkommen/Partner%20weltweit/China/Abkommenstexte/Texts%20in%20English/Switzerland-China%20FTA-%20Main%20agreement%20(signed%20version).pdf.download.pdf/Switzerland-China%20FTA-%20Main%20agreement_signed%20version.pdf) [最終アクセス日：2019年10月7日]

第IV節 知的財産権の行使

●解放停止（第 11. 16 条）

第 1 項

締約国は、特許、意匠、商標又は著作権を侵害する物品の輸入又は輸出が行われる可能性があると疑う正当な理由がある権利者が、国内法及び規制に従って、税関当局によるかかる商品の自由流通への解放の停止のための、行政又は司法当局へ申立書を提出できるようにする手続を採用する旨等が規定されている。

第 2 項

締約国は、それらの物品の輸入又は輸出が特許、意匠、商標又は著作権を侵害すると疑う正当な理由がある場合、国内の法律及び規制に従って、権限のある当局が自ら進んで (upon their own initiative) 行動し、物品の解放を停止できる旨等が規定されている。

第 3 項

締約国は、第 1 項による申立書の提出を可能にするために、税関当局が権利者に通知することを許可する旨等が規定されている。

第 4 項

権利者の同意により、又は権利者の同意を得て、他の国で市場に出された物品の自由流通への解放の停止に、第 1 項又は第 2 項に記載の手続を適用する義務はないと解される旨等が規定されている。

第 5 項

第 1 項又は第 2 項による停止の場合、製品の解放を停止する締約国の権限のある当局は、国内法及び規制に従って、権利を行使するために所定の必要な情報（荷送人又は荷受人、輸入者又は輸出者（該当する場合）の名前と住所、及び問題の製品の量等）を停止の権利者に通知するものとする。

第 6 項

各締約国は、行政又は司法の権限のある当局が、権利保有者からの要請に応じて、第 1 項又は第 2 項に従って解放が停止された製品が、侵害紛争における最終決定に至るまで押収されることを決定する権限を有することを保証する旨等が規定されている。

第 7 項

各締約国は、権限のある当局が疑わしい商品が知的財産権を侵害していると判断した場合、権利者が、この規定で提供される権利の行使及び救済に関連して権利者が負担する可能性のある費用の回収及び補償を求めるための手続を利用できるようにするものとする旨等が規定されている。

●点検に関する権利（第 11. 17 条）

第 1 項

権限のある当局は、物品の停止の申立人及び停止に関係する他の者に、解放が停止又

は拘留された物品を検査する機会を与えるものとする旨等が規定されている。

第2項

物品を検査する際、権限のある当局はサンプルを採取し、関係する締約国の有効な規則に従って、厳密に分析の目的及びその後の手続を容易にする目的のために、権利者の要求に応じて、権利者にそれらを引き渡すか送ることができる旨等が規定されている。

第3項

申立人、権利者、又は被疑侵害物品の所有者が検査に出席することができる旨等が規定されている。

●権利行使—民事上の措置（第 11. 19 条）

各締約国は、民事訴訟において、その司法当局が、故意により又は知り得る合理的な理由があつて知的所有権の侵害行為を行った侵害者に、侵害の結果として権利者が実際に受けた損害を補償するのに十分な損害賠償を支払うよう命じる権限を有することを定める旨等が規定されている。また、各締約国は、知的財産権侵害の損害額を決定する際に、司法当局が、とりわけ、実際の損害又は、確立した公正なライセンス料を考慮するものと定める旨等が規定されている。さらに、各締約国は、侵害紛争の権限のある司法当局が、権利者の要求に応じて、知的財産権を侵害していると認めた物品に関して、適切な場合にはこれらの物品の生産のために主として使用される材料及び道具に関して適切な措置を講じることを命じることができることを定める旨等が規定されている。

●暫定措置及び差止め（第 11. 20 条）

第1項

各締約国は、司法当局が所定の事項（知的所有権の侵害の発生を防止することや、申し立てられた侵害に関連する証拠を保全すること等）迅速かつ効果的な暫定措置を命じる権限を有することを保証する旨等が規定されている。

第2項

司法当局は、適切な場合、特に遅延が権利者に回復不能な損害をもたらす可能性が高い場合、又は証拠が破壊される実証可能な危険がある場合、他方の当事者の意見を聞くことなく暫定措置を採用する権限を有する旨等が規定されている。

第3項

各締約国は、知的財産権の執行に関する民事訴訟において、司法当局が、特に、物品の通関の直後、その管轄権における知的財産権の侵害を伴う輸入品の流通経路への流入を防止するために、当事者に侵害を停止するよう命じる権限を有することを確保する旨等が規定されている。

●権利行使—刑事上の措置（第 11. 21 条）

各締約国は、少なくとも商業規模での故意による商標の不正使用又は著作権侵害の場

合に適用される刑事訴訟手続及び罰則を定める旨等が規定されている。

●その他³⁷

権利行使に関連する規定として、責任宣言、担保又は同等の保証（第 11.18 条）等が規定されている。

また、不正競争に関連する規定として、開示されていない情報（第 11.11 条）において TRIPS 協定第 39 条に沿った開示されていない情報の保護が規定され、原産地表示及び国名（第 11.22 条）において原産地表示、国名、国旗の保護手段の確保等が規定されている。

（6）中国・韓国 FTA³⁸

（a）協定の概要³⁹

中国と韓国との FTA 推進の始まりは 2004 年に遡る。2004 年 9 月に開かれた ASEAN+3 経済長官会合の際に開催された中韓の通商長官会談の場で、民間共同研究の開始に合意し、2005 年から 2006 年まで民間共同研究を行った。その結果を踏まえ、2007 年から 2010 年には産学官共同研究が行われ、2012 年 5 月に第 1 回交渉がスタートした。その後、2014 年 11 月の第 14 回交渉まで交渉が行われ、2015 年 12 月 20 日に FTA が発効することになった。

（b）知財エンフォースメント・不正競争等の概要

本協定第 15 章に知的財産章が設けられ、第 J 節において権利行使が規定されており⁴⁰、主な規定の概要は以下のとおりである（仮訳）。

³⁷ なお、権利行使節に直接規定されているものではないが、地理的表示に関する規定としては、地理的表示（第 11.13 条）が設けられている。

³⁸ INVEST KOREA の HP「韓国の FTA 発効の現況－韓国・中国 FTA の発効－Free Trade Agreement between the Republic of Korea and the China」について
http://www.investkorea.org/jp/fta/fta_china02.do [最終アクセス日：2019 年 10 月 7 日]

³⁹ 日本貿易振興機構 (JETRO) 海外調査部中国北アジア課 ソウル事務所「韓国の FTA 調査 ～韓中 FTA、韓米 FTA を中心に～」p.6～（2018 年 3 月）
[https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/01/dddf9e405ca341e6/20170140.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/dddf9e405ca341e6/20170140.pdf) [最終アクセス日：2019 年 10 月 7 日]

⁴⁰ 「FREE TRADE AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA AND THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KOREA－CHAPTER 15 INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS」p.145～
http://www.investkorea.org/jp/fta/fta_china02.do?mode=download&articleNo=73260&attachNo=13530 [最終アクセス日：2019 年 10 月 7 日]

第IV節 知的財産権の行使

●民事及び行政手続及び救済策（第 15.24 条）

第1項

各締約国は、知的所有権の執行に関する民事司法手続を権利者に提供するものとする旨が規定されている。

第2項

(a) 民事訴訟手続における損害賠償請求（権利者が侵害の結果として被った損害を補償するのに十分な損害賠償、侵害者利益による損害賠償等）、(b) 知的財産権の侵害に対する損害賠償の決定において、司法当局が考慮する事項（市場価格、提案された小売価格、又はその他の正当な価値によって測定される侵害された商品又はサービスの価値）等について規定されている。

第3項

民事司法手続において、各締約国は、少なくとも著作権又は関連する権利によって保護されている作品、表音文字、及びパフォーマンズに関して、並びに商標の不正使用の場合に、権利者の選択による事前に確立された損害の賠償請求を確立又は維持するものとする旨等が規定されている。

第4項

訴訟費用等の敗訴者負担等について規定されている。

第5項

著作権又は関連する権利の侵害及び商標の不正使用に関する民事訴訟において、各締約国は、その司法当局が、被疑侵害物品並びに所定の材料及び道具の没収を命じる権限を有する旨等が規定されている。

第6項

民事訴訟において、権利者の要求に応じて、適切な状況下で、著作権侵害物品又は不正商標商品であると認めた商品は廃棄される旨等が規定されている。

第7項

各締約国は、知的財産権の執行に関する民事訴訟において、適切と判断した場合、証拠を収集する目的で侵害者に侵害活動に関連する情報を、司法当局へ及び必要な場合、営業秘密を害することなく権利者に、提供するよう命じる権限を司法当局が有することを定める旨等が規定されている。

第8項⁴¹

各締約国は、その司法当局が、民事司法手続の当事者、その弁護士、専門家、又は裁判所の管轄下にある他の人に対して、手続において作成又は交換された機密情報の保護に関する司法命令の違反について制裁を科す権限を有することを定める旨等が規定されている。

⁴¹ 本条項は、秘密保持命令違反に対し制裁を科す権限を司法当局へ付与するものであり、営業秘密の保護に関連するものと考えられる。

第9項

各締約国は、知的財産権に関する民事紛争を解決するための代替紛争解決手順の使用を許可し得ることが規定されている。

●暫定措置（第 15.25 条）

第1項

各締約国は、その司法当局が、必要に応じて、暫定措置の要請に迅速に対応する権限を有することを定める旨等が規定されている。

第2項

各締約国は、その司法当局が、暫定的措置に関して、申立人に対し、合理的に利用可能な証拠を提供するよう申立人に要求する権限を有する旨等が規定されている。

●国境措置に関連する特別な要件（第 15.26 条）

第1項

行政上又は司法上の権限のある当局に対し知的財産権侵害物品の税関当局による自由流通への解放停止又は拘留のための書面による申立ての提出について規定されている⁴²。

第2項

各当事者は、国内法の規定に従って、輸入者、輸出者、積み替え、保税者への持ち込みに関する行動の過程において、侵害の疑いのある輸入者又は輸出者、侵害の疑いのある商品の識別方法などの十分な情報を提出することにより、権利者が権利を保護するよう税関当局に要求することができることを事前に定める旨等が規定されている。また、税関当局は、輸出者と輸入者の名前、輸入者の住所、製品の説明、数量、申告価格等を含む詳細を、権利者に通知する場合がある旨等が規定されている。

第3項

締約国は、その権限ある当局が、権利者が侵害者の疑いのある商品の解放停止する手順を開始し、被告及び権限ある当局を保護し並びに濫用を防止するのに十分な合理的な担保又は同等の保証を要求する権限を有することを定める旨等が規定されている。

第4項

各締約国は、商品が第1項に規定された知的財産権を侵害しているという明確な証拠がある場合、権利者等からの正式な申立てなしに、権限のある当局が職権（ex officio）で商品の解放を停止できることを定める旨等が規定されている。

第5項

各締約国は、例外的な場合を除き、税関当局により解放停止され、第1項に規定された知的財産権の侵害により押収された商品を廃棄することを定めることができる旨等が規定されている。

⁴² なお、「知的財産権侵害物品」としては、不正商標商品、著作権侵害物品、特許、植物の品種に関する権利、意匠、又は地理的表示を侵害する物品等が挙げられている。

第6項

知的財産権を行使するための国境措置に関連して申立てに係る手数料、商品保管手数料、又は処分費用が査定される場合について規定されている。

●刑事上の手続及び措置（第 15.27 条）

第1項

各締約国は、少なくとも商業規模での故意による商標の不正使用又は著作権侵害の場合に適用される刑事訴訟手続及び罰則を定める旨等が規定されている。

第2項

各締約国は、商業規模の映画館での公演からの映画作品又はその一部の故意による無許可複製に関する法律及び規制に従って、刑事訴訟手続及び罰則を適用する旨等が規定されている。

第3項

各締約国は、将来の侵害を抑止するのに十分な罰金とともに懲役刑を含む罰則を定める旨等が規定されている。また、各締約国は、このサブパラグラフに基づく没収及び廃棄は、被告に対するいかなる種類の補償もなしに発生するものと定める旨等が規定されている。

●その他

権利行使に関連する規定として、著者又は所有権の推定（第 15.23 条）、インターネット上での繰り返しの著作権侵害対策（第 15.28 条）、被疑侵害者に関する情報の要求（第 15.29 条）等が規定されている。また、不正競争に関連する規定として、開示されていない情報の保護（第 15.19 条）等が規定されている。

（7）欧州自由貿易連合（EFTA）・インドネシア EPA⁴³

（a）協定の概要

本協定は欧州自由貿易連合（EFTA：アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス）とインドネシアとの間で2018年11月1日に大枠合意され⁴⁴、2018年12月16日にインドネシアの首都ジャカルタで締結された包括的経済連携協定（Comprehensive Economic Partnership Agreement：CEPA）である。EFTAはインドネシアとの自由貿易協定に署名した最初のヨーロッパのパートナーとなるとされる。

⁴³ 欧州自由貿易連合（EFTA）の HP「Global trade relations-Free Trade Agreement – Indonesia」について <https://www.efta.int/free-trade/Free-Trade-Agreement/Indonesia> [最終アクセス日：2019 年 10 月 7 日]

⁴⁴ 日本貿易振興機構（JETRO）の HP「EFTA とインドネシアが経済連携協定交渉で大枠合意」（2018 年 11 月 07 日）について <https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/11/83d7609ab678f47e.html> [最終アクセス日：2019 年 10 月 7 日]

本協定は広範な自由貿易協定として、商品の貿易、サービスの貿易、投資、知的財産権、政府調達、競争、貿易及び持続可能な開発と協力を網羅しているとされる。商品貿易の分野では、EFTA諸国は、インドネシアを起源とする魚やその他の水産物を含む工業製品の輸入に関する関税を全て廃止するとされる。インドネシアは、EFTA加盟国を起源とする、魚やその他の水産物を含む工業製品に対する関税を徐々に排除又は軽減するとされる。

2010年7月に本協定に関する交渉が開始され、2011年初めにインドネシアのジャカルタで第1回が開催され、それ以来、15ラウンドの交渉といくつかの専門家会議が開催された。

なお、スイス連邦評議会はEFTA諸国とインドネシア間の包括的経済連携協定に関するDispatchを発行した。当該Dispatchは承認のために議会に提出された。本協定は幅広い分野を網羅し、最近のスイスの自由貿易協定をほぼ反映しているとされる⁴⁵。

(b) 知財エンフォースメント・不正競争等の概要

本協定第5章に知的財産章⁴⁶が設けられ、第5条を参照する附属書XVII⁴⁷において知的財産保護に関するより具体的な規定が記載されている。さらに当該附属書XVII第IV節において権利行使が規定されており、主な規定の概要は以下のとおりである（仮訳）。

附属書 XVII 第IV節 知的財産権の行使

●解放停止（第15条）

第1項

締約国は、知的財産権を侵害する物品の輸入又は輸出が行われる可能性があるとする疑う正当な理由がある権利者が、権限を有する当局に税関当局による解放停止のための書面による申立てを提出できるようにする手続を採用する旨等が規定されている。

第2項

締約国の権限のある当局は、商品の輸入又は輸出が商標又は著作権を侵害すると疑う正当な理由がある場合、商品の解放を停止する旨等が規定されている。

⁴⁵ The Federal Council The portal of the Swiss government, The Federal Department of Economic Affairs, Education and Research (EAER), State Secretariat for Economic Affairs SECO の HP 「Free Trade Agreement with Indonesia: Federal Council adopts dispatch 」について

<https://www.seco.admin.ch/seco/en/home/seco/nsb-news.msg-id-75144.html> [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁴⁶ COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND THE EFTA STATES」

<https://www.efta.int/sites/default/files/documents/legal-texts/free-trade-relations/indonesia/fta-indonesia-main-agreement.pdf> [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁴⁷ 「ANNEX XVII REFERRED TO IN ARTICLE 5 PROTECTION OF INTELLECTUAL PROPERTY 」

<https://www.efta.int/sites/default/files/documents/legal-texts/free-trade-relations/indonesia/fta-indonesia-annex17-intellectual-property-rights.pdf> [最終アクセス日：2019年10月7日]

第3項

税関当局は、第1項による申立書の提出を可能にするために、権利者に通知しなければならない旨等が規定されている。

第4項

締約国への輸入又は輸出に関する第1項又は第2項による停止の場合、商品の解放を停止しているその締約国の権限のある当局は、商品の輸入者、輸出者又は所有者、停止の権利者に通知する旨等が規定されている。

第5項

各締約国は、行政又は司法の権限のある当局が、権利保有者からの要請に応じて、第1項又は第2項に従って解放が停止された製品が、侵害紛争における最終決定に至るまで押収されることを決定する権限を有することを保証する旨等が規定されている。

第6項

各締約国は、権利紛争における権限のある司法当局が、権利者の要求に応じて、知的財産権を侵害していると認めた物品に関して、適切な場合には、これらの物品の生産等のために主として使用される材料及び道具に関して適切な措置（流通経路からの排除、廃棄等）が講じられるよう命令することができることを保証する旨等が規定されている。

第7項

各締約国は、権限のある当局が疑わしい物品が知的財産権を侵害していると判断した場合、本条に基づく権利行使及び救済に関連して権利者が負担する可能性のある費用の回収及び補償を求めることができるようにする手続を利用可能にするものとする旨が規定されている。

●点検に関する権利（第16条）

第1項

権限のある当局は、物品の停止の申立人に、解放が停止された物品の検査を許可するものとする旨が規定されている。

第2項

物品を検査する場合、権限のある当局はサンプルを採取し、関係当事者の国内法及び規制に従って、厳密に分析の目的及び後続の手続を容易にする目的のために、権利者の明示的な要求に応じて、権利者にそれらを引き渡し又は送ることができる旨等が規定されている。

第3項

申立人、権利者、又は被疑侵害品所有者が検査に出席できる旨が規定されている。

●差止め（第18条）

各締約国は、知的財産権の侵害又は侵害の差し迫ったおそれのいずれかを認めた司法決定が行われた場合、当該司法当局が侵害の継続を禁止することを目的とした差止命令

を侵害者に対して発行できることを保証する旨が規定されている旨等が規定されている。

●民事上の措置（第 19 条）

各締約国は、民事訴訟において、その司法当局が、故意に又は知り得る合理的な理由があつて知的所有権の侵害行為を行つた侵害者に、権利者が侵害の結果として実際に受けた損害を補償するのに十分な損害賠償を支払うよう命じる権限を有することを定める旨等が規定されている。

●刑事上の措置（第 20 条）

各締約国は、少なくとも商業規模での故意による商標不正使用又は著作権若しくは関連する権利の侵害の場合に適用される刑事訴訟手続及び罰則を定める旨等が規定されている。

●その他⁴⁸

権利行使に関連する規定として、責任宣言、担保又は同等の保証（第 17 条）等が規定されている。

また、不正競争に関連する規定として、開示されていない情報（第 6 条）において医薬品及び新規農業用化学品のデータ保護が規定され、国名及び出所の表示（第 9 条）において原産地表示、国名、国旗の保護手段の確保等が規定されている。

（8）米国・メキシコ・カナダ協定（U.S.-Mexico-Canada Agreement : USMCA）⁴⁹

（a）協定の概要

本協定はカナダ、メキシコ及び米国の間で署名され、未だ発効されていない⁵⁰。本協定は、加盟国によるNAFTAの2017-2018年の再交渉の結果であり、2018年9月30日に内容について実質合意がされ、2018年10月1日に正式に合意した。米国・メキシコ・カナダ協定は、米国大統領ドナルド・トランプ、メキシコ大統領エンリケ・ペーニャ・ニエト（当時）及びカナダ首相ジャスティン・トルドーにより2018年11月30日にブエノスアイレスにおけるG20ブエノスアイレス・サミットの席上で署名された。各国の立法府によ

⁴⁸ なお、権利行使節に直接規定されているものではないが、地理的表示に関する規定としては、地理的表示（第 8 条）が設けられている。

⁴⁹ 米国通商代表部（United States Trade Representative : USTR）の HP「USMCA」について
<https://ustr.gov/usmca> [最終アクセス日：2019 年 10 月 7 日]

⁵⁰ みずほ総合研究所 西川珠子「USMCA 批准と米墨関税問題」 みずほインサイト米州（2019 年 7 月 30 日）
<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/us190730.pdf> [最終アクセス日：2019 年 10 月 7 日]

る協定の批准が必要である⁵¹。

米国通商代表部（USTR）のライトハイザー代表は2019年5月30日、2015年大統領貿易促進権限（TPA）法にのっとり、本協定実施に係る行政措置声明（Statement of Administrative Action）の草案を議会に提出した。草案の提出により、30日後の2019年6月29日以降であれば、USMCA実施法案の議会への提出が可能になっていたところ⁵²、その後修正を経て⁵³、米国議会下院は2019年12月19日、米国議会上院は2020年1月16日、本協定実施法案（HR5430）⁵⁴をそれぞれ賛成多数で可決し⁵⁵、さらにトランプ大統領は2020年1月29日、本協定実施法案に署名し⁵⁷、米国内の批准手続は完了した。

メキシコ上院は2019年6月19日、本協定の批准法案を賛成多数で可決した。国際協定の批准は上院の専管事項であるため、行政府が官報で公布により、批准手続が完了した。USMCAの批准承認は3カ国中メキシコが初めてとなった⁵⁸。

新協定は、3か国が国内手続を完了し、最後に批准した国が通知を行った3か月目の月の初日に発効する。メキシコは上記のとおり批准手続を終えており、カナダ議会での審

⁵¹ なお、メキシコのヘスス・セアデ外務省北米担当次官、米国のロバート・ライトハイザー通商代表部（USTR）代表、カナダのクリスティア・フリーランド外相は2019年12月10日、メキシコ市において、本協定の内容を一部修正する議定書に署名した。JETRO ビジネス短信「USMCA の修正議定書に署名、政府・上院はおおむね歓迎、産業界には不満も」（2019年12月11日）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/12/82707db58afe9d18.html> [最終アクセス日：2020年2月5日]

⁵² 日本貿易振興機構（JETRO）のHP「USTR、USMCA の行政措置声明草案を議会に提出」（2019年05月31日）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/05/993e8520f43ac447.html> [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁵³ 米民主党のナンシー・ペロシ下院議長（カリフォルニア州）は2019年12月10日、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の修正について、トランプ政権と合意に達した旨を発表したと報告されている。同日に米国、カナダ、メキシコ3カ国での署名式も行われたとされる。下院歳入委員会の資料によると、修正合意事項には協定実施、労働、環境、処方薬に関する内容が含まれるとされる。JETRO ビジネス短信「米議会民主党、トランプ政権と USMCA の修正で合意、早ければ来週にも採決か」（2019年12月11日）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/12/e91bb8a2fa946997.html> [最終アクセス日：2020年2月5日]

⁵⁴ 「H.R.5430 - United States-Mexico-Canada Agreement Implementation Act」

<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/5430?r=14&s=1> [最終アクセス日：2020年2月5日]

⁵⁵ JETRO ビジネス短信「米下院が USMCA 実施法案を可決、上院での批准時期は弾劾裁判次第か」（2019年12月20日）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/12/6214536b769d6c20.html> [最終アクセス日：2020年2月5日]

⁵⁶ JETRO ビジネス短信「USMCA 実施法案が米上院で可決、発効は当分先との見方も」（2020年01月17日）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/01/0f661587bd43e6ae.html> [最終アクセス日：2020年2月5日]

⁵⁷ 「President Donald J. Trump's United States-Mexico-Canada Agreement Delivers a Historic Win for American Workers」（January 29, 2020）

<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/president-donald-j-trumps-united-states-mexico-canada-agreement-delivers-historic-win-american-workers/> [最終アクセス日：2020年2月5日]

⁵⁸ 日本貿易振興機構（JETRO）のHP「メキシコ上院、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）批准法案を可決」（2019年06月20日）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/06/c96a03f7a0ce7c57.html> [最終アクセス日：2019年10月7日]

議を待つ状況となっている^{59 60}。

(b) 知財エンフォースメント・不正競争等の概要^{61 62 63}

本協定第20章に知的財産章が設けられ、第I節において営業秘密が、第J節において権利行使がそれぞれ規定されており^{64 65}、主な規定の概要は以下のとおりである（仮訳）。

第J節 権利行使（執行）

●一般的義務（第20.79条）

各締約国は、この章で規定されている知的財産権の侵害行為に対する効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済及び抑止を構成する救済を含む。）を許可するために、この節で指定された執行手順が国内法で利用可能であることを保証する旨等が規定されている。

●推定（第20.80条）

第1項において、著作権又は関連する権利を含む民事訴訟、刑事訴訟、及び該当する場合は行政手続において、各締約国は、反対の証拠がない場合、権利者等について推定することを定める旨等が規定されている。

第2項において、管轄当局により実質的に審査された登録商標を含む民事、行政、又

⁵⁹ 柳澤、笠原、米国発 特許ニュース「トランプ大統領、USMCA 実施法案に署名」（JETRO NY 知的財産部、2020年1月30日）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2020/20200130.pdf [最終アクセス日：2020年2月5日]

⁶⁰ 『メキシコのヘスス・セアデ外務省北米担当次官は通商専門誌「インサイド US トレード」のインタビュー（1月10日）に対して、「（協定上の）コンプライアンスを定める上で3カ国で決める事項が相当残っている」として、2020年夏までは発効しないとの見通しを示した。また、セアデ次官は、自動車分野の原産地規則に関わる具体的な解釈や適用方法、手続きなどを定めた統一規則が仕上がるまでに「数カ月を要する」とみている。』と報告されている。JETRO ビジネス短信「USMCA 実施法案が米上院で可決、発効は当分先との見方も」（2020年01月17日）

⁶¹ 米国通商代表部（United States Trade Representative：USTR）のHP「UNITED STATES-MEXICO-CANADA TRADE FACT SHEET Modernizing NAFTA into a 21st Century Trade Agreement」について

<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/fact-sheets/modernizing> [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁶² 日本貿易振興機構（JETRO）NY 知的財産部 柳澤、笠原「米国・メキシコ・カナダ協定（旧北米自由貿易協定）における知的財産章」（2018年10月5日）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2018/20181005-1.pdf [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁶³ 2019年10月調査時点

⁶⁴ 米国通商代表部（United States Trade Representative：USTR）のHP「Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada 05/30/19 Text」について

<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/agreement-between> [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁶⁵ 米国通商代表部（United States Trade Representative：USTR）「CHAPTER 20 INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS」（2019年5月）

https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Text/20_Intellectual_Property_Rights.pdf [最終アクセス日：2019年10月7日]

<https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Text/20-Intellectual-Property-Rights.pdf> [最終アクセス日：2020年2月3日]

は刑事執行手続の開始に関連して、各締約国は、当該商標が有効であると推定されることを定める旨等が規定されている。

第3項において、当事者の権限のある当局により実質的に審査され、付与された特許を含む民事又は行政執行手続の開始に関連して、締約国は、特許の各請求項がその領域における適応可能な特許性の基準を満たすものであると推定されることを定める旨等が規定されている。

●知的財産権に関する執行実務（第20.81条）

各締約国は、知的財産権の行使に関連する一般的な適用に関する最終的な司法決定及び行政裁定が所定の態様（書面によること、できれば関連する事実認定及び決定等が依拠する推論又は法的根拠を記載することが望ましいこと、公表すること等）である旨等が規定されている。

●民事上及び行政上の手続及び救済策（第20.82条）

第1項において、各締約国は、この章で扱う知的財産権の執行に関する権利者に民事司法手続を提供するものとする旨等が規定されている。

第2項において、差止命令等が規定されている。

第3項において、損害賠償請求等が規定されている。

第4項において、第3項に基づく損害賠償額の決定において、司法当局が考慮する事項（逸失利益、市場価格又は小売価格によって測定される侵害物品又はサービスの価値等）等が規定されている。

第5項において、著作権又は関連する権利侵害及び商標の不正使用の場合における、侵害に起因する侵害者の利益の支払い等について規定されている。

第6項－第9項において、著作権又は関連する権利侵害及び商標の不正使用の場合における、権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償又は追加的な損害賠償等について規定されている。

第10項において、訴訟費用等の敗訴者負担等について規定されている。

第12項において、各締約国は、少なくとも著作権侵害物品及び不正商標商品に関しては、その司法当局は、権利者の要求に応じて、例外的な状況を除き、いかなる種類の補償もなしに、侵害商品の破棄を命じる権限を有することを定める旨等が規定されている。

第13項において、各締約国は、知的財産権の執行に関する民事訴訟において、その司法当局が、権利者の正当な要請に基づき、侵害者又は被疑侵害者に、関係法律で規定されている関連情報であって当該侵害者又は当該被疑侵害者が所有し管理するものを、少なくとも証拠を収集する目的のために、当該権利者又は司法当局に提供するように命じる権限を有することを定める旨等が規定されている。

第14項において、所定の場合に、各締約国は、司法当局が、当事者への申し立てや証拠について聞く機会の提供を条件として、証拠へのアクセスの拒否によって悪影響を受

けた当事者によって提示された苦情又は申し立てを含む提示された証拠に基づいて、肯定的又は否定的な予備的及び最終的な決定を行う権限を有することを定める旨等が規定されている。

第15項において、権利行使手続の濫用により損害を受けた者への補償等が規定されている。

第16項において、知的財産権の権利行使に関する民事司法手続に関連して秘密情報保護に関する司法上の命令違反に対する制裁等が規定されている。

第17項において、民事上の救済手続が行政上の手続の結果として命じられた場合の取扱い等が規定されている。

第18項において、第20.67条（技術的保護措置）及び第20.68条（権利管理情報）に記載されている行動に関する民事訴訟において、各締約国は、その司法当局が少なくとも禁止されている活動に関与している疑いのある装置及び製品について押収又は他の留置を含む暫定措置を課す権限を有することを定める旨等が規定されている。

●暫定措置（第20.83条）

各締約国は、司法当局が、知的財産権に関する暫定的な措置の申立人に、司法当局を満足させるための、申立人の権利が侵害されているか侵害が差し迫っていることについての十分な確実性を伴った合理的に利用できる証拠を提供するよう要求する権限を有することを定める旨等が規定されている。

●国境措置に関する特別要件（第20.84条）

第1項において、各締約国は、締約国の領域に輸入された不正商標商品若しくは混同を生じさせるほどに類似の商標を付した商品、又は著作権侵害物品の解放を停止又は留置するための申立てについて定める旨等が規定されている。

第2項において、第1項の規定に基づく手続を開始する権利者に要求される事項（十分な証拠・情報の提出等）等が規定されている。

第3項において、申し立てを行う権利者に対して、合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求すること等が規定されている。

第4項において、物品の解放の停止等の場合における、権利者への所定の事項（荷送人、輸出者、荷受人、又は輸入者の氏名・名称・住所等）の通知等が規定されている。

第5項において、管轄当局による職権（*ex officio*）による国境措置の開始等が規定されている。

第6項において、本条のいかなる条項も、適切な場合には、不正商標商品又は著作権侵害商品の国際貿易を排除する目的で、所定の商品に関して他の締約国に利用可能な情報を交換することを妨げるものではない旨等が規定されている。

第7項において、各締約国は、疑わしい商品が知的財産権を侵害しているかどうかを、第1項及び第5項に記載された手順の開始後、合理的な期間内に権限ある当局が決定でき

る手順を採用又は維持するものとする旨が規定されている。また、締約国が侵害の決定のための行政手続を提供する場合、その当局に行政罰又は制裁を科す権限を与えることができる旨等が規定されている。

第8項において、各締約国は、その管轄当局が、物品が知的財産権を侵害しているという決定の後に当該物品の廃棄を命令する権限を有することを定める旨等が規定されている。

第9項において、本条に記載されている手続に関連して申立てに係る手数料、保管料、又は廃棄料を設定又は評価する場合について規定されている。

第10項において、小型貨物で送られる少量の商業的な性質の物品への適用等が規定されている。

●刑事手続及び罰則（第20.85条）

第1項において、各締約国は、少なくとも商業規模で故意により行われる商標の不正使用又は著作権若しくは関連する権利の侵害の場合に適用される刑事訴訟手続及び罰則を定める旨等が規定されている。

第2項において、各締約国は、商業規模での不正商標商品又は著作権侵害物品の故意による輸入又は輸出を、刑事罰の対象となる違法行為として扱う旨等が規定されている。

第3項において、各締約国は、貿易上又は商業的規模での所定のラベル又はパッケージの故意による輸入及び国内使用の場合に適用される刑事手続及び罰則を定める旨等が規定されている。

第4項において、各締約国は、映画の著作権又は関連する権利の所有者の許可なく、所定の目的のために視聴覚記録装置を故意に使用する者又は使用しようとする者等に対して適用される刑事手続定める旨等が規定されている。

第5項において、各締約国は、この条に規定により、締約国に刑事手続及び刑罰を定めることを要求する犯罪に関して、幫助及び教唆に対する刑事責任を締約国の法律の下で利用可能であることを保証する旨等が規定されている。

第7項において、締約国は、第1項から第5項までに規定された違反に関して、その司法当局が侵害行為に起因する、又はその活動を通じて直接的若しくは間接的に取得された資産に相当する価額である資産の差押え若しくは没収又は代替として罰金を命じる権限を有することを定めることができる旨等が規定されている。

●その他⁶⁶

暗号化されたプログラムキャリング衛星及びケーブル信号の保護（第20.86条）、ソフトウェアの政府使用（第20.87条）、インターネットサービスプロバイダ（第20.88条）、

⁶⁶ なお、権利行使節に直接規定されているものではないが、地理的表示に関する規定としては、地理的表示の認定（第20.29条）、地理的表示の保護及び登録に関する行政上の手続き（第20.30条）等が設けられている。

法的救済とセーフハーバー（第 20.89 条）等が規定されている。

また、不正競争に関連する規定としては以下が挙げられる。

国名（第 20.28 条）において製品の出所を誤認させるような国名の商業的利用に対して法的措置を設けることが規定されている。

第 F 節：特許及び農薬製品の開示されていない試験データ又はその他のデータ

サブセクション B：農薬製品に関する措置において、農薬製品の開示されていない試験データ又はその他のデータの保護（第 20.45 条）について規定されている。

サブセクション C：医薬品に関する措置において、不合理な短縮のための特許期間の調整（第 20.46 条）、規制上の審査に関する例外（第 20.47 条）、開示されていない試験データ又はその他のデータの保護（第 20.48 条）、生物製剤（第 20.49 条）⁶⁷、新規医薬品の定義（第 20.50 条）、特定の医薬品の販売に関する措置（第 20.51 条）、保護期間の変更（第 20.52 条）等について規定されている。

第 I 節 営業秘密

営業秘密の保護に関して、営業秘密の保護（第 20.70 条）において営業上の秘密の不正な取得・開示・使用の防止のための法的手段確保が、民事上の保護と執行（第 20.71 条）において、営業秘密の横領を防止又は是正するための措置が、刑事執行（第 20.72 条）において許諾を得ない故意による営業秘密の横領に対する刑事手続及び刑罰が、暫定措置（第 20.74 条）において横領の防止又は証拠保全のための暫定措置が、民事救済（第 20.76 条）において営業秘密の横領者に対する差止め、損賠賠償請求等がそれぞれ規定されている。

⁶⁷ なお、新規生物製剤の試験データ等の保護期間を 10 年間とする旨の規定は 2019 年 12 月 10 日の修正によって削除された。

（９）EU・シンガポール FTA⁶⁸ 69

（a）協定の概要⁷⁰

本協定は、EUがASEAN加盟国と妥結した初めての通商協定として注目されるが、現実にはEUの対ASEANの財・サービス貿易の約3分の1を対シンガポール貿易が占めるとされる。2017年の財の貿易をみると、EUの（対シンガポール）輸出は331億6,000万ユーロ、EUのシンガポールからの輸入は201億4,000万ユーロに達する。ただ、EU側の発表によると、EUからシンガポールへ輸出される財に課される関税は同FTAがない現状でも僅かであり、むしろ、「知的財産権保護」「投資自由化」「公共調達」「競争」「持続可能な開発」などの条項に重要性があるとされる。また、シンガポールと12のEU加盟国との間には二国間の投資協定が締結されているが、EU・シンガポール投資保護協定が発効すれば、これらに置き換わるとされている⁷¹。

本協定は2010年に投資保護条項を含めて交渉が開始され、2014年に妥結したが、2017年5月16日のEU司法裁判所（CJEU）の意見書⁷²を踏まえて、欧州委員会は2018年4月18日に「自由貿易協定」と「投資保護協定」に分け別個に締結する案を提示していた。

EU理事会は2018年10月15日、EU・シンガポール自由貿易協定（FTA）及びEU・シンガポール投資保護協定についての署名に関する決定を採択した。さらに、欧州委員会によれば、両協定は10月19日の署名に続いて、欧州議会での採決に付される予定で、ここで承認されれば、EU・シンガポールFTAについては2019年内、現在の欧州委員会の任期中に発効する見通しとなっていたところ、欧州議会（本会議）は2月13日、EU・シンガポール自由貿易協定（FTA）とEU・シンガポール投資保護協定を承認した、と発表されている⁷³。

今後のプロセスとして、FTAはEU理事会（閣僚理事会）での承認が必要で、その批准手続完了から2か月目の第1日に発効する。投資保護協定の発効には全EU加盟国の批准手続が必要とされる。

⁶⁸ 欧州委員会（European Commission : EC）のHP「Singapore」について
<https://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/countries/singapore/> [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁶⁹ 欧州委員会（European Commission : EC）のHP「EU-Singapore Agreement」について
<http://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/eu-singapore-agreement/> [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁷⁰ 欧州委員会（European Commission : EC）のHP「Agreement with Singapore set to give a boost to EU-Asia trade」（Brussels, 13 February 2019）について
<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1980> [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁷¹ 日本貿易振興機構（JETRO）のHP「EU理事会、対シンガポール貿易・投資協定の署名を承認」（2018年10月16日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/10/fce5f3295b0098ae.html> [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁷² 日本貿易振興機構（JETRO）のHP「EU シンガポール FTA は「混合協定」－EU 司法裁判所が意見書－」（2017年05月17日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/05/9521ec40990d2d1c.html> [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁷³ 日本貿易振興機構（JETRO）のHP「欧州議会、シンガポールとのFTAを承認」（2019年02月14日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/02/13fe6dd1e2c52182.html> [最終アクセス日：2019年10月7日]

(b) 知財エンフォースメント・不正競争等の概要⁷⁴

本協定第10章に知的財産章が設けられ、第C節において権利行使が、第D節において国境措置がそれぞれ規定されており⁷⁵、主な規定の概要は以下のとおりである（仮訳）。

第C節 知的財産権の民事執行

●民事上の措置、手続及び救済策の利用可能性（第10.38条）

第1項

締約国は、それぞれの国内法において、権利者に対して、第2項で定義されている知的財産権について、第C節（知的財産権の民事執行）で言及されている民事措置、手続、及び救済策を利用可能にするものとする旨等が規定されている。

●証拠保全措置（第10.39条）

第1項

各締約国は、その司法当局が、知的所有権の侵害の発生を防止することや申し立てられた侵害に関連する証拠を保全すること等について迅速かつ効果的な暫定措置を命じる権限を有することを定める旨等が規定されている。

第2項

各締約国は、適切な場合、特に遅延により権利者に回復不可能な損害を引き起こす可能性が高い場合、又は証拠が破棄されるという実証可能な危険がある場合、司法当局が必要に応じて他方の当事者の意見を聞くことなく、暫定措置を採用する権限を有することを定める旨等が規定されている。

第3項

少なくとも著作権又は関連する権利侵害及び商標の不正使用の場合、各締約国は、民事訴訟において、その司法当局が、侵害の疑いのある物品、並びに関連する材料及び道具の押収又はその他の拘留を命じる権限を有することを定める旨等が規定されている。

第4項

各締約国は、司法当局が、暫定措置に関して申立人に対し、所定の事項に関する合理的に入手可能な証拠を提出することを要求し、並びに、申立人に対し、被告を保護し、濫用を防止するのに十分な担保又は同等の保証を提供するように命じる権限を有することを定める旨等が規定されている。

⁷⁴ 欧州委員会（European Commission：EC）のHP「Key elements of the EU-Singapore trade and investment agreements」（Strasbourg 18 April 2018）について

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1827> [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁷⁵ 欧州委員会（European Commission：EC）「ANNEX to the Proposal for a Council Decision on the conclusion of the Free Trade Agreement between the European Union and the Republic of Singapore, CHAPTER TEN Intellectual Property」（Brussels, 18.4.2018 COM(2018) 196 final）p.203～

https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:04c776da-4322-11e8-a9f4-01aa75ed71a1.0003.02/DOC_2&format=PDF#page=204 [最終アクセス日：2019年10月7日]

第5項

暫定措置が取り消された場合、申立人による何らかの行為若しくは不作為により経過した場合、又は知的財産権の侵害がなかったことが後に判明した場合、司法当局は申立人に、被告の要求に応じて、これらの措置によって引き起こされた損害に対して被告に適切な補償を提供するよう命令する権限を有する旨等が規定されている。

●証拠及び情報に関する権利（第 10.40 条）

各締約国は、正当な要求に応じて、知的財産権の執行に関する民事訴訟において、その司法当局が、少なくとも証拠を収集する目的のために、侵害者又は代替として被疑侵害者に、侵害者又は被疑侵害者が所有又は管理する所定の関連情報を権利者又は司法当局に提供するよう命じる権限を有することを定める旨等が規定されている。

●その他の救済策（第 10.41 条）

各締約国は、民事訴訟手続において、司法当局は、権利者による申立に基づいて、少なくとも著作権侵害物品及び不正商標商品に関して所定の命令（侵害物品の廃棄や除却、侵害物品の生産のために主として使用される材料及び道具の流通経路からの排除等）の権限を有することを定める旨等が規定されている。

●差止め（第 10.42 条）

各締約国は、民事訴訟手続において、権利者の申立により、司法当局が侵害者に、適切な場合には、関連する司法当局が管轄権を行使する第三者に対して、侵害の継続を禁止することを目的とした差止命令を発行する権限を有することを定める旨等が規定されている。

●代替措置（第 10.43 条）

各締約国は、民事訴訟手続において、適切な場合及び第 10.41 条（その他の救済措置）及び/又は第 10.42 条（差止命令）に規定される措置の対象となる者による申立において、司法当局は、所定の条件において、第 10.41 条（その他の救済措置）及び/又は第 10.42 条（差止命令）に規定されている措置を適用する代わりに、被害者に金銭的補償を支払うよう命じる権限を有する旨等が規定されている。

●損害賠償（第 10.44 条）

第1項

各締約国は、その司法当局が、故意により又は知り得る合理的な理由があつて侵害行為を行った侵害者に権利者が侵害の結果として被った損害を補償するのに十分な賠償を命じる権限を有することを定める旨等が規定されている。

第2項

知的財産権の侵害に対する損害賠償額を決定する際に、締約国の司法当局は、とりわけ、権利者が提出する正当な価値尺度（逸失利益、市場価格で測定される侵害された商品若しくはサービスの価値、又は推奨小売価格を含む。）を考慮する権限を有するものとする旨が規定されている。

第3項

少なくともロイヤリティや手数料の額などの要素に基づいて損害を一括で設定する司法当局の権限について規定されている。

第4項

本条のいずれの条項も、侵害者が故意に又は知り得る合理的な理由があつて侵害行為に関与しなかった場合、司法当局が利益の回復又は事前に確立された損害の支払いを命じることができることを定めることを妨げるものではない旨等が規定されている。

●法的費用（第 10.45 条）

訴訟費用等の敗訴者負担等について規定されている。

●著作権及び関連する権利に関する推定（第 10.46 条）

著作権又は関連する権利を含む民事訴訟において、各締約国は、少なくとも文学的若しくは芸術的作品、演技又は表音文字に関して、反対の証拠がない場合、そのような作品、パフォーマンズ、又は表音文字上に通常の方法で名前が表示される自然人又は法人を、権利者であり、結果として侵害訴訟を起こす権利があるものと推定することを定める旨等が規定されている。

第D節 国境措置

●定義（第 10.48 条）

不正地理的表示商品、不正商標商品、著作権侵害物品、意匠権侵害物品等の定義が規定されている。

●国境措置の範囲（第 10.49 条）

第1項

第3項を損なうことなく、各締約国は、権利者がその権限のある当局に、税関管理下の物品に関して、所定の疑いのある物の解放を停止するよう要求することができる手続を採用又は維持するものとする旨等が規定されている。

第2項

各締約国は、税関管理下にある商品に関して、その権限のある当局は、疑いのある所定の物品の解放を停止するために自ら進んで（upon their own initiative）行動することができる手続を採用又は維持する旨等が規定されている。

第3項

締約国は、輸送中の物品に関して第1項及び第2項で言及されている手続を定める義務を負わない旨等が規定されている。

第4項

シンガポールは、所定の手続（不正地理的表示、意匠権侵害物品）に関して、本契約の発効から理想的には2年以内、遅くとも3年以内に、第1項及び第2項の義務を完全に履行する旨等が規定されている。

●その他

権利行使に関連する規定として、仲介サービスプロバイダの責任（第10.47条）、貨物の識別（第10.50条）、協力（第10.51条）等が規定されている。

また、不正競争に関連する規定として、第B節 サブセクションF 試験データの保護において、医薬品を市場に投入するための行政上の販売承認を得るために提出された試験データの保護（第10.33条）、農薬の化学製品を市場に投入するための行政上の販売承認を得るために提出された試験データの保護（第10.34条）等が規定されている。

なお、地理的表示の保護に関する規定としては、第B節 サブセクションC 地理的表示において、範囲（10.16条）、地理的表示の保護に関する制度（第10.17条）、地理的表示の表の補正（第10.18条）、地理的表示の保護の範囲（第10.19条）、地理的表示の使用の権利（第10.20条）、商標との関係（第10.21条）、一般規則（第10.22条）、貿易委員会との関係（第10.23条）等が規定されている。

（10）EU・ベトナム自由貿易協定（EVFTA）^{76 77 78}

（a）協定の概要^{79 80}

EU・ベトナム自由貿易協定（EVFTA）は17章、2つの議定書などからなり、物品貿

⁷⁶ 欧州委員会（European Commission：EC）のHP「Vietnam」について

<https://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/countries/vietnam/> [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁷⁷ 欧州委員会（European Commission：EC）のHP「EU-Vietnam Agreement」について

<https://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/eu-vietnam-agreement/> [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁷⁸ 欧州委員会（European Commission：EC）のHP「EU-Vietnam trade and investment agreements」（24 September 2018）について

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1437> [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁷⁹ 欧州委員会（European Commission：EC）のHP「EU-Viet Nam free trade agreement - Joint press statement by Commissioner Malmström and Minister Tran Tuan Anh」（30 June 2019）について

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=2041> [最終アクセス日：2019年10月7日]

⁸⁰ 日本貿易振興機構（JETRO）のHP「EU・ベトナム FTA を締結（ベトナム）」（2019年7月4日）について

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/07/477dbc5cb1ea6668.html> [最終アクセス日：2019年10月7日]

易のみならず、投資、サービス貿易、電子商取引、政府調達、知的財産などの幅広い分野をカバーした包括的な協定である。本協定はベトナムの首都ハノイで2019年6月30日に締結された。今後、ベトナム国会による批准承認とEUの欧州議会による承認手続を経て発効すれば、ベトナムにとって13番目のFTA/EPA（経済連携協定）となるとされている。なお、同じ日に、投資家と国家間の紛争解決などについて定めたEU・ベトナム投資保護協定（EVIPA）も締結された。

（b）知財エンフォースメント・不正競争等の概要

本協定第12章に知的財産章が設けられ、第C節第12.43条～第12.61条において権利行使が規定されており⁸¹、主な規定の概要は以下のとおりである（仮訳）。

第C節 知的財産権の執行

サブセクション1

一般的な執行規定

●一般的な義務（第12.43条）

締約国は、TRIPS協定、特にその第III部に基づく権利及び義務を確認する旨等が規定されている。

●適格な申立人（第12.44条）

各締約国は、本節及びTRIPS協定の第III部で言及されている措置、手順、及び救済措置の適用を求める資格がある者等が規定されている。

サブセクション2

民事執行

●暫定措置（第12.45条）

(a) 仮差止命令、動産又は不動産の予防的差押又は遮断命令、(b)侵害関連証拠の保存等について規定している。

●証拠（第12.46条）⁸²

所定の場合における、管轄司法当局による相手方当事者への証拠提出命令等について規定している。

⁸¹ 「CHAPTER 12 INTELLECTUAL PROPERTY」

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/september/tradoc_157370.pdf [最終アクセス日:2019年10月7日]

⁸² 本条項は、司法当局は訴訟で提出された証拠を秘密情報の保護の対象として命じる権限についても規定するものであり、営業秘密の保護に関連すると考えられる。

●情報に関する権利（第 12. 47 条）

所定の場合における、管轄司法当局による侵害者等への情報提供命令等について規定している。

●その他の救済策（第 12. 48 条）

所定の場合における、知的財産侵害物品のリコール、排除、廃棄等について規定している。

●差止め（第 12. 49 条）

所定の場合における、侵害の継続を禁止することを目的とした差止命令が規定されている。

●代替措置（第 12. 50 条）

所定の場合に、第 12. 48 条（その他の救済）又は第 12. 49 条（差止命令）に規定された措置の対象となる者（善意・無過失）の要求に応じて、管轄司法当局が金銭的補償の支払いを命じることができる旨が規定されている。

●損害賠償（第 12. 51 条）

所定の場合に、権利者が実際に受けた損害を補償するための損害賠償命令が規定されている。また、知的財産権の侵害に対する損害賠償額を決定する際に、管轄司法当局が考慮する事項等も規定している。

●法的費用（第 12. 52 条）

所定の場合に、管轄司法当局が裁判費用若しくは手数料、適切な弁護士費用、又はその他の費用を勝訴当事者へ支払うように敗訴者へ命じる権限を有する旨等が規定されている。

●司法判決の公表（第 12. 53 条）

所定の場合に、管轄司法当局は最終的な司法決定に関する適切な情報の公開等を命じる権限を有する旨等が規定されている。

●著作者又は所有者の推定（第 12. 54 条）

所定の場合に、文学作品又は芸術作品の著作者の名前、及び保護されている主題の他の権利者の名が、通常の方法で当該作品又は当該保護された主題に表示されれば、反対の証拠がない限り、当該著者又は他の権利者がそれらの著作者又は権利者であると推定され、結果として侵害訴訟を提起する資格を有するためには十分である旨等が規定されている。

サブセクション 3

仲介サービスプロバイダ

●仲介サービスプロバイダの責任（第 12.55 条）

サービスの提供又は使用に関して、通信ネットワークを介して又はその上で行われる著作権又は関連する権利の侵害における仲介サービスプロバイダの責任に関する国内法の制限又は免除等が規定されている。

サブセクション 4

国境措置

●GATT1994 及び TRIPS 協定との整合性（第 12.56 条）

税関による知的財産権の執行のための国境措置の実施において、締約国は、GATT 1994 及び TRIPS 協定、特に GATT 1994 の第 5 条、TRIPS 協定の第 3 部の第 41 条及び第 4 節に基づく義務との一貫性を確保する旨等が規定されている。

●定義（第 12.57 条）

「不正商品」、「不正地理的表示商品」、「不正商標商品」、「知的財産権侵害物品」、「著作権侵害物品」等の定義について規定している。

●国境措置の範囲（第 12.58 条）

物品の輸出入に関して、各締約国は、知的財産権を侵害している疑いのある物品の輸入又は輸出を停止するよう税関に要求する申立書を権利者が提出できる手続を採用又は維持する旨等が規定されている。

●税関当局の積極的な関与（第 12.59 条）

税関当局は、リスク分析手法に基づいて、知的財産権を侵害している疑いのある輸入品と輸出品を含む貨物の特定等に積極的に取り組む旨等が規定されている。

●国境措置の分野における特定の協力（第 10.60 条）

締約国は、必要に応じて、税関当局間の協力と情報交換及びベストプラクティスを促進し、知的財産権執行のための（特に TRIPS 協定の第 69 条を効果的に実施するための）効果的な国境管理を可能にする旨等が規定されている。

サブセクション 5

施行に関するその他の規定

●行動規範（第 12.61 条）

知的財産権の執行に貢献することを目的とした行動規範の、業界又は専門の団体又は組織による開発を励行する旨等が規定されている。

また、不正競争に関連する規定としては以下が挙げられる。

第 B 節 知的財産権に関する基準

サブセクション 6

●開示されていない情報の保護（第 12.41 条）

第 1 項において、TRIPS 協定の第 39 条を実施するため、及びパリ条約第 10 条の 2 に規定されている不正競争に対する効果的な保護を確保する過程で、各締約国は、政府又は政府機関に提出された機密情報及びデータを保護する旨等が規定されている。

第 2 項において、医薬品又は農薬製品の販売を承認するための条件として、開示されていないテスト又はその他のデータの提出が要求され、その作成には相当な労力が必要である場合、各締約国はそのようなデータを不公正な商業的使用から保護する旨等が規定されている。

第 3 項において、各締約国は、本協定の発効日以降に締約国に提出される第 2 項に言及するデータについて、データを提出した者の許可なく、他の販売承認申請者が、合理的な期間に販売承認申請をサポートするために当該データに依存してはならないとし、通常、その製品を販売するための承認データを作成した者に締約国が承認を与えた日から 5 年以上を意味する旨等が規定されている。

なお、権利行使節に直接規定されているものではないが、地理的表示の保護に関する規定としては、第 B 節 サブセクション 3 地理的表示において、適用範囲（第 12.23 条）、地理的表示の登録及び保護に関する制度（第 12.24 条）、確立した地理的表示（第 12.25 条）、地理的表示の表の補正（第 12.26 条）、地理的表示の保護（第 12.27 条）、例外（第 12.28 条）、地理的表示の使用の権利（第 12.29 条）、商標との関係（第 12.30 条）、保護の執行（第 12.31 条）、一般規則（第 12.32 条）、協力及び透明性（第 12.33 条）等が規定されている。

3. 各 RTA における知財エンフォースメント・不正競争等の特徴及び比較分析

上記 10 の RTA における知財エンフォースメント・不正競争等規定について特徴抽出及び比較分析を検討した内容を以下に RTA 毎に示す。

（1）TPP11 協定

（a）知財エンフォースメント・不正競争等の特徴

TPP に関する特徴の一つとして、経済活動の基盤を整備する知的財産の保護等を含む

高水準・包括的なルール形成が挙げられており⁸³、また、知的財産の保護につき、原則として、WTO 協定の一部である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定) より高度又は詳細な規律を含めっているとされる⁸⁴。

実際に、本協定は今回の調査対象 RTA の中でも全般に保護レベルは高く、具体的には、国境措置については、輸入・輸出双方における職権国境措置可能化(第 18.76 条第 5 項) 及び行政上の罰又は制裁等(第 18.76 条第 6 項) が規定され強化されている。また、民事上の措置に関しても損害賠償に関する詳細な規定(第 18.74 条第 3、6、7、10 項等)、権利者等の推定規定(第 18.72 条)、秘密情報保護に関する司法上の命令違反に対する制裁(第 18.74 条第 14 項) 等の詳細な規定があり、司法当局権限強化及び救済関連指針の明確化が図られ権利行使の促進・容易化に資することが期待される。さらに、刑事上の措置としては、商標権の侵害に対する刑事罰の導入も義務化される(第 18.77 条第 2 項) ほか、所定のラベル又は包装の故意による輸入及び国内における使用であって、商業上かつ商業的規模のものについて適用される刑事上の手続及び刑罰(第 18.77 条第 3 項)、映画館において上映中の映画の著作物の許諾を得ない複製であって、当該映画の著作物の市場において権利者に対し重大な損害を与えるものに対する罰則規定(第 18.77 条第 4 項) が設けられ、刑事上の観点からも侵害抑止・知財保護強化に寄与することを意図していると考えられることも特徴である。

不正競争に関連する規定に関しては、営業秘密の不正アクセス、横領、開示について刑事上の手続及び刑罰を定めるとし(第 18.78 条第 2 項)、TRIPS 協定第 39 条の実効性を強化していると考えられる。また、物品の原産地を誤認させるような国名の商業的利用に対する措置(第 18.29 条) についても規律されており、さらに、開示されていない試験データ等に関して、医薬承認審査に基づく特許の不合理的短縮についての期間の調整(第 18.48 条)、開示されていない医薬品試験データとその他のデータの保護(第 18.50 条)、生物製剤(第 18.51 条) など医薬品分野の詳細な規定が設けられており、データ保護期間は、新規医薬品について販売承認の日から少なくとも 5 年間、生物製剤については販売承認の日から少なくとも 8 年間等と規律されている。加えて、特定の医薬品の販売に関する措置(第 18.53 条) においてパテントリンケージが規律され、保護の期間の変更(第 18.54 条) において、特許保護期間満了によるデータ保護期間の変更禁止義務について規律していることも本協定の顕著な特徴と考えられる。しかしながら、知的財産に関する項目については医薬品のデータ保護規定を含めた 11 項目が TPP11 において凍結されている。

⁸³ 国立国会図書館 経済産業調査室 小池拓自 経済産業課 田中菜採児「TPP の概要と論点 総論 調査と情報—ISSUE BRIEF—」 NUMBER 901(2016. 3.18.)
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9914186_po_0901.pdf?contentNo=1 [最終アクセス日: 2019 年 10 月 7 日]

⁸⁴ 「TPP 協定 知的財産章・著作権関係の合意事項概要」
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27_06/pdf/shiryo_1.pdf [最終アクセス日: 2019 年 10 月 7 日]

(b) 知財エンフォースメント・不正競争等の比較分析

本協定に関して、最終的に米国は離脱することになったが、Trans-Pacific Strategic Economic Partnership: Pacific 4 協定（以下「P4」 2006 年 5 月に発効）への交渉参加を米国のブッシュ（George W. Bush）政権が 2008 年 9 月に表明して以来、TPP 交渉過程においては米国も中心的に関与しており、TPP テキスト（条文）の確定作業までは大きな影響を与えたと考えられる。そして、従前より米国が RTA の知的財産章において特に重視しているのは、製薬関係の知的財産（特許及びテストデータ）の保護、著作権の保護、並びに権利行使の確保であるとされているところ⁸⁵、本協定でもそれらに対応する条項が詳細に規定されており、このことから米国の RTA 知的財産章に対するアプローチは本協定においても基本的に維持されていることが示唆される。

他の調査対象 RTA との比較という観点において、本協定と同様な傾向は（少なくとも条文テキスト確定に至るまでの参加国としての米国の関与を考慮すれば）同じ米国関連 RTA である米国・韓国 FTA 及び USMCA においても見出すことができる。特に本協定と USMCA とは以下のような類似点と相違点を有する。本協定と USMCA とは、権利行使の面（例えば、国境措置：行政上の罰又は制裁等、民事上の措置：損害賠償、権利者等の推定規定、秘密情報保護に関する司法上の命令違反に対する制裁等、刑事上の措置：所定の商標不正使用及び著作権侵害に対する刑事罰の導入義務化、等）で高い類似性を有しており、不正競争に関連する規定においても、開示されていない試験データの保護や、営業秘密に関する規定において共通点を有している。

一方で、USMCA との相違点については、例示として、開示されていない試験データに関連する生物製剤のデータ保護期間に関して、TPP では 8 年間（凍結項目）であるのに対し USMCA では 10 年間⁸⁶となっている。背景として、米国が TPP 交渉では米国が遺伝子組み換えや細胞培養技術等の高度な技術を用いて作成されるバイオ医薬品のデータ保護期間については「12 年間」を主張し、安価な後発医薬品の普及を進める豪州等はより短い期間を主張し、激しい論戦が続いたが、結局、バイオ医薬品のデータ保護期間は「8 年間」として決着した経緯があり、この結果については交渉の中心であった米国でさえも合意内容に大きな不満があったことが指摘されている⁸⁷。そこで、米国としてはバイオ医薬品のデータ保護期間については、USMCA においては TPP11 より長い期間を訴求し確保したものと推察される。

本協定は、USMCA と一定程度の類似性を有し、一部において USMCA より保護水準がやや低いものの、凍結項目も含めて考慮すれば全般的に権利行使に関する知財保護水

⁸⁵ 鈴木将文「地域貿易協定(RTAs)における知的財産条項の評価と展望」RIETI Discussion Paper Series 08-J-005 (2008 年 3 月)

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/08j005.pdf> [最終アクセス日：2019 年 10 月 7 日]

⁸⁶ なお、USMCA において結果的に新規生物製剤の試験データ等の保護期間を 10 年間とする旨の規定はその後の修正によって削除された。

⁸⁷ 秋元浩「TPP:知的財産に係る諸問題—医薬品産業を中心として—」国際商取引学会年報 2016 Vol.18 167 <http://aibt.jp/annualreport/18/18-012.pdf> [最終アクセス日：2019 年 10 月 7 日]

準は高いと考えられる。本協定では、国境措置、民事上の措置、刑事上の措置、試験データ、営業秘密等の広範囲に及ぶ事項が重視されていると考えられる。

(2) 日本・EU EPA

(a) 知財エンフォースメント・不正競争等の特徴

本協定はTRIPS協定の対応する規定に概ね全般的に言及し又はそれらを強化していると考えられる。具体的には、国境措置については、税関における知的財産侵害物品の差止申立制度、職権による水際取締り、権利者への情報提供、税関当局間の協力等について規定されており、例えば、職権により行動する権限に関する規定(第14・51条第5項)の注において「この5の規定の適用上、日本国は、侵害物品の保税運送又は積替えの場合に適用される刑罰を定めることができる」と記載され刑事上の措置が可能となり、保護強化に寄与しうる。また、民事上の措置に関しても中間的な差止命令、侵害したと申し立てられた者の動産及び不動産の予防的な差押え(銀行口座及び他の財産の凍結を含む。)等の暫定的措置及び予防的措置(第14・44条)、著作者等の推定(第14.49条)等が設けられ、司法当局権限強化及び救済関連指針の明確化が図られたことにより権利行使の促進・容易化に資することが期待される。刑事上の措置としては、独立した明示的な条項は確認されていない。

不正競争行為に対する効果的な保護としては、不正競争(第14.39条)においてウェブ上のドメイン名(.jp及び.eu)の不正登録行為に対する救済や商標の許諾を得ない使用からの保護について規定されている。営業秘密に関する規定としては、営業秘密の保護の範囲(第14.36条)において営業秘密の定義が定められ、営業上の秘密の不正使用に対する権利行使(第14.50条)において差止め、損害賠償請求、秘密保持命令違反に対する制裁等が規定され保護強化が図られている。また、新規医薬品のデータ保護期間については販売承認の日から少なくとも6年間となっている(第14.37条第1項)。

なお、権利行使節における条項ではないものの、地理的表示の保護について、地理的表示の保護に関する制度(第14.23条)があり、双方の産品を明記したリスト(追加・修正可能)を設けるなど詳細に規定され⁸⁸、さらに保護の執行(第14.28条)において、権限のある当局が地理的表示の保護のため適当な措置をとる権限が与えられている。

(b) 知財エンフォースメント・不正競争等の比較分析

EUは、域外国とのRTAにおいても知的財産条項を置いており、EU関係のRTAにおける知的財産条項は、(主に米国のそれと比較すると) 多国間協定への加盟や多国間協

⁸⁸ 日本貿易振興機構(JETRO)のHP「TPP協定と比較した場合の日EU・EPAの特徴」(2018年2月14日)について
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2018/02/10b9b214dcb19198.html> [最終アクセス日: 2019年10月7日]

定上の義務の遵守等を確認する旨の規定が置かれるのが通例とされ、また、米国関係の RTA の知的財産条項が多く、知的財産制度ごとに具体的な保護水準等の実効的な規律を定めているのに対し、EU 関係の RTA には、米国型の個別の知的財産ごとの規定は原則として見られないと指摘されている⁸⁹。このように、従来、EU の RTA 知的財産章への取組は、米国のそれとは異なり、一般規定、条約への加盟義務が中心の簡潔な規定となっていることが多かったとされる⁹⁰。また、EU が域外国との関係で特に重視している知的財産制度関連の事項としては、地理的表示の保護と権利行使の確保が指摘されている。

上記 EU 関係 RTA の従前の傾向を踏まえ、本協定の権利行使規定を分析すると、国境措置の強化（第 14.51 条第 1 項～第 13 項）が詳細に規定されており、特に、不正商標商品及び著作権侵害物品のみならず、特許、意匠、地理的表示及び植物の新品種の育成者権まで拡大していることが確認される。また、民事上の救済に係る権利行使については、暫定措置及び予防措置（第 14.44 条）における中間的な差止命令の確保等が規定されていること、営業秘密の不正な取得に対する保護に係る権利行使について、民事上の手続及び救済（第 14.50 条）が設けられるなど、かなり具体的な保護水準等が定められていることが窺われ、従前の EU 関連 RTA と比較して知的財産権保護の実効性確保を目的とする規定が増えている傾向の可能性が考えられる。

他の調査対象 RTA との比較という観点において、同じ EU 関連 RTA として本協定と EU・シンガポール FTA 及び EU・ベトナム FTA とは、一部の国境措置（国境措置の対象を地理的表示まで拡大等）、一部の民事上の措置（損害額算定の考慮要素の明確化、著作権者等の推定等）、試験データの保護及び地理的表示の保護の面で一定の共通性がみられる。また刑事上の措置について各 RTA 知的財産章の権利行使節において独立した条項が設けられていないことにも共通性がある。しかしながら、国境措置に関しては本協定が当該 3 協定の中では最も詳細であり、さらに、営業秘密に関して独立した詳細かつ明示的な条項は EU・シンガポール FTA 及び EU・ベトナム FTA には規定されていない等の相違点も確認される。加えて、本協定と TPP11、米国・韓国 FTA、及び USMCA とを比較した場合、国境措置、民事上の措置、試験データの保護では大きな遜色はないものと理解されるが、刑事上の措置に関しては権利行使の実効性確保の面で本協定は必ずしも十分な規定とはなっていない可能性が考えられた。

本協定では、従来の EU 関連 RTA の一般的・抽象規定から具体的・詳細な規定へと傾向がシフトしている可能性は示唆される一方で、依然として、地理的表示の保護と権利行使の確保を重視している姿勢は維持されていると考えられる。また、刑事上の措置を除けば、全般的に権利行使に関する知財保護水準は高く、本協定では、国境措置、民事

⁸⁹ 鈴木将文「地域貿易協定(RTAs)における知的財産条項の評価と展望」RIETI Discussion Paper Series 08-J-005 (2008 年 3 月)

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/08j005.pdf> [最終アクセス日：2019 年 10 月 7 日]

⁹⁰ 「2017 年版不正貿易報告書 第三部 経済連携協定・投資協定 第 4 章 知的財産」p.649～663（経済産業省通商政策局編、2017 年）

https://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2017/pdf/03_04.pdf [最終アクセス日：2019 年 10 月 7 日]

上の措置、試験データ、ドメイン名、営業秘密、地理的表示の保護等の広範囲に及ぶ事項が重視されていると考えられる。

(3) ASEAN ・ オーストラリア ・ ニュージーランド FTA (AANZFTA)

(a) 知財エンフォースメント・不正競争等の特徴

本協定は、本協定第13章に知的財産章が設けられ、TRIPS協定の確認（第3条）においてTRIPS協定の遵守義務確認を行っているものの、権利行使に関する民事及び行政上の措置、国境措置等の観点から具体的に規定した条項はなく、刑事上の措置について一部の知的財産権（著作権）について限定的な規定があるのみである。権利行使における制裁や救済策にまでは踏み込んで独立した明示的な条項を設けるまでには至らず、主に知的財産の保護対象について言及するに留まっていることが窺われる。

(b) 知財エンフォースメント・不正競争等の比較分析

調査対象の 10RTA の中では、知的財産章の記載が最も簡潔であり、具体的な権利行使に関する独立した条項はなく、また開示されていない情報や営業秘密の保護等の TRIPS 第 39 条に対応する規定も設けられていない。しかしながら、著作権については、やや概括的な規定ではあるが、所定の場合の刑事上の手続及び刑事罰を定めることが義務化される等、他の知的財産権に比べて権利行使の実効性確保に配慮されていることが窺われる。

本協定は、調査対象となる他の 9 つの RTA と比較した場合、権利行使の観点では国境措置、民事措置、不正競争関連（試験データや営業秘密等）については、必ずしも実効的な規定はなされておらず、主として知的財産の保護対象の明確化（地理的表示の保護を含む）にとどまるという点が確認され、当事国の事情に応じた知財保護水準となっている可能性が示唆される。

(4) 米国・韓国 FTA

(a) 知財エンフォースメント・不正競争等の特徴

本協定はTRIPS協定の対応する規定に概ね全般的に言及し又はそれらを強化していると考えられる。具体的には、国境措置については、国境措置に関連する特別な要件（第18.10条第19項～第25項）が規定され、特に不正商標商品及び著作権侵害物品の輸出入双方についての職権国境措置が可能化されているという特徴を有する。また、民事上の措置に関しても損害賠償に関する詳細な規定（第18.10条第5項～第7項等）が設けられ、既定損害賠償や正規品価格考慮等が明確化されていると共に、権利者等の推定規定（第18.10

条第3項）が設けられ権利行使の促進・容易化に資することが期待され、侵害行為関与第三者及び流通経路特定に関する規定（第18.10条第10項）、司法当局命令の違反に対する制裁（第18.10条第11項）、暫定措置（第18.10条第17項及び第18項）等の詳細な規定が設けられ司法当局権限強化が図られている。さらに、刑事上の措置としては、将来の侵害を抑止するのに十分な罰金だけでなく懲役刑を含む罰則（第18.10条第27項）が規定されるほか、故意による商標の不正使用又は著作権侵害がない場合について適用される刑事上の手続及び刑罰（第18.10条第28項）、映画等の著作物に関連して権利者の許諾なく視聴覚記録装置を故意に使用した者又は使用しようとする者等に対して適用される刑事手続（第18.10条第29項）が設けられ、刑事上の観点からも侵害抑止・知財保護強化に寄与することを意図していると考えられることも特徴である。

不正競争に関連する規定としては、民事訴訟手続における司法当局命令違反に対する制裁規定（第18.9条第11項）が営業秘密の保護に関係すると考えられ、また、開示されていない試験データ等に関して、特定の規制製品に関連する措置（第18.9条）において医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用を定めており、具体的なデータ保護期間としては新規医薬品について販売承認の日から少なくとも5年間となっている。加えて、同条ではパテントリンケージ（第18.9条第5項）、特許保護期間が満了してもデータ保護期間を変更しないことを可能化すること（第18.9条第4項）等が規律されているも特徴と考えられる。

（b）知財エンフォースメント・不正競争等の比較分析

米国の RTA における知的財産戦略は、2002 年通商法にみられるように、米国の国内法の保護水準を相手国において担保することを目指していると考えられている。米国 RTA における知的財産条項は、著作権関連産業、医薬品産業といった米国において競争力が強く、知的財産について関心の高い産業分野を反映していることが指摘されている⁹¹。そして米国が RTA の知的財産章において特に重視しているのは、製薬関係の知的財産（特許及びテストデータ）の保護、著作権の保護、並びに権利行使の確保であるとされている⁹²。

上記米国 RTA の傾向を踏まえ、本協定の権利行使規定を分析すると、上記(a)において抽出した特徴のとおり、権利行使における救済関連指針明確化、司法当局権限強化、国境措置強化、及び医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用が、上記米国が RTA の知的財産章において重視している事項に対応すると考えられ、このことから米国の RTA 知的財産章に対するアプローチは本協定においても基本的に維持されてい

⁹¹ 「2017 年版不公正貿易報告書 第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定 第4章 知的財産」p.649～663（経済産業省通商政策局編、2017 年）

https://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2017/pdf/03_04.pdf [最終アクセス日：2019 年 10 月 7 日]

⁹² 鈴木将文「地域貿易協定(RTAs)における知的財産条項の評価と展望」RIETI Discussion Paper Series 08-J-005（2008 年 3 月）

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/08j005.pdf> [最終アクセス日：2019 年 10 月 7 日]

ることが確認される。

他の調査対象 RTA との比較という観点において、本協定と同様な傾向は TPP11 及び USMCA でも見出すことができる。特に本協定と USMCA との比較において分析した場合、権利行使に関連する側面において、不正商標商品及び著作権侵害物品の輸出入双方についての職権国境措置が可能化されている点、既定損害賠償、正規品価格考慮、権利者等推定等による救済関連指針が明確化されている点、及び侵害行為関与第三者及び流通経路特定等による司法当局の権限が強化されている点等において高い類似性を有していると考えられる。また、不正競争に関連する側面においても、医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用が明確化及び具体化されている点等において共通点を有している。一方で、USMCA との相違点については、例示として、本協定では営業秘密に関して詳細かつ具体的には規定されていないこと、及び本協定では医薬品販売承認申請で提出の試験データについて、生物製剤⁹³に関する明示的な独立した条項がないこと等が挙げられる。

本協定は一部において USMCA より保護水準がやや低いものの全般的に権利行使に関する知財保護水準は高く、本協定では、国境措置、民事上の措置、刑事上の措置、試験データ等の広範囲に及ぶ事項が重視されていると考えられる。

（５）中国・スイス FTA

（a）知財エンフォースメント・不正競争等の特徴

本協定は TRIPS 協定の対応する規定のうち、国境措置、民事上の措置、刑事上の措置、開示されていない情報等に言及し又はそれらを強化していると考えられる。具体的には、国境措置については、解放停止（第11.16条第1項～第7項）が規定され、特に、特許権侵害物品、意匠権侵害物品、不正商標商品及び著作権侵害物品の輸出入双方についての職権国境措置が可能化され、点検に関する権利（第11.17条）において、申立人や解放停止に関与する他の者に点検の機会を与えることが義務化されているという特徴を有する。また、民事上の措置に関しても損害賠償に関する規定（第11.19条）が設けられ、損害賠償額算定における考慮要素等（実損又は確立しているライセンス料等）が明確化されている。さらに、刑事上の措置としては、少なくとも故意による商業的規模における商標の不正使用又は著作権侵害に対して適用される刑事上の手続及び刑事罰の制定義務化（第11.21条）が規定されているが、TRIPS 協定第61条に基本的に対応しており、実効性確保の面で TRIPS 協定を超える内容とはなっていないと考えられることも特徴である。

不正競争に関連する規定としては、原産地表示及び国名（第11.22条）において、原産地表示、国名、国旗の保護手段の確保等について規律しているという特徴を有する。ま

⁹³ なお、USMCA において結果的に新規生物製剤の試験データ等の保護期間を 10 年間とする旨の規定はその後の修正によって削除された。

た、TRIPS協定第39条に対応する、開示されていない情報（第11.11条）において、医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用が定められ、データ保護期間は新規医薬品及び生物製剤についてともに販売承認の日から少なくとも6年間となっていることも特徴と考えられる。

（b）知財エンフォースメント・不正競争等の比較分析

他の調査対象 RTA との比較という観点において、スイスを参加国に含む関連 RTA として本協定と欧州自由貿易連合 (EFTA)・インドネシア EPA とは、国境措置 (解放停止、点検に関する権利等)、民事上の措置 (損害賠償、差止め等)、刑事上の措置、原産地表示等保護及び試験データの保護の面で一定の共通性がみられる。しかしながら、民事上の措置に関しては、暫定措置や他の救済措置が本協定には存在するが、欧州自由貿易連合 (EFTA)・インドネシア EPA には確認されていない、開示されていない情報について、医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用における保護期間が本協定には明示的に規定 (販売承認の日から少なくとも6年間) されているが、欧州自由貿易連合 (EFTA)・インドネシア EPA では明示的に規定されていない等の相違点も確認される。また、本協定と TPP11、日本・EU EPA、米国・韓国 FTA 及び USMCA とを比較した場合、救済関連指針の明確化 (権利者等の推定規定、既定損害賠償、正規品価格考慮等)、司法当局権限強化 (侵害行為関与第三者及び流通経路特定等)、営業秘密の保護等の側面において、本協定の保護水準は相対的に低い可能性が示唆される。

本協定は、欧州自由貿易連合 (EFTA)・インドネシア EPA と一定程度の類似性を有し、TPP11、日本・EU EPA、米国・韓国 FTA 及び USMCA と比較した場合、権利行使に関する知財保護水準は必ずしも十分に高いとは言えない可能性が考えられた。また、本協定では、TRIPS 協定の確認規定というレベルの一般的な規定も依然として一定程度残ることが確認される。さらに、本協定では、一部の国境措置、一部の民事上の措置、試験データ等が重視されていると考えられる。

（6）中国・韓国 FTA

（a）知財エンフォースメント・不正競争等の特徴

本協定はTRIPS協定の対応する規定のうち、国境措置、民事上の措置、刑事上の措置、開示されていない情報等に言及し又はそれらを強化していると考えられる。具体的には、国境措置については、国境措置に関連する特別の要件（第15.26条第1項～第6項）が規定され、解放停止の対象が不正商標商品及び著作権侵害物品だけでなく、特許権侵害物品、意匠権侵害物品、植物の新品種の育成者権侵害物品、不正地理的表示商品まで拡張されていること、そしてそれらについての職権国境措置が可能化されているという特徴を有する。また、民事上の措置に関しても損害賠償に関する詳細な規定（第15.24条第2項～

第4項等）が設けられ、既定損害賠償や正規品価格考慮等が明確化されていると共に、著作権利権者等の推定規定（第15.23条）が設けられ権利行使の促進・容易化に資することが期待され、侵害行為に関連する情報提供に関する規定（第15.24条第7項）、民事訴訟手続における機密情報の保護に関する司法命令の違反に対する制裁等（第15.24条第8項）等の詳細な規定が設けられ司法当局権限強化が図られている。さらに、刑事上の措置としては、少なくとも故意による商業的規模における商標の不正使用又は著作権侵害に対して適用される刑事上の手続及び刑事罰（第15.27条第1項）が規定されるほか、商業規模の映画館での公演からの映画作品又はその一部の故意による無許可複製について適用される刑事上の手続及び刑罰（第15.27条第2項）、将来の侵害を抑止するのに十分な罰金とともに懲役刑を含む罰則を定めること等（第15.27条第3項）が設けられ、刑事上の観点からも侵害抑止・知財保護強化に寄与することを意図していると考えられることも特徴である。

不正競争に関連する規定としては、営業秘密の保護に関して、司法当局による秘密保持命令違反に対する制裁（第15.24条第8項）が規定されている。また、TRIPS協定第39条に対応する開示されていない情報（第15.19条）が設けられているものの、TRIPS協定第39条の義務確認に留まっており、営業秘密保護や医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用等に具体的な条項は確認されない。

（b）知財エンフォースメント・不正競争等の比較分析

他の調査対象 RTA との比較という観点において、同じ韓国関連 RTA として本協定と米国・韓国 FTA とは、国境措置、民事上の措置、及び刑事上の措置の面で一定程度の共通性がみられる。しかしながら、開示されていない情報の保護に関しては、医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用に関する具体的規定が本協定では確認されないが、米国・韓国 FTA には設けられている等の相違点も確認される。また、本協定と TPP11、日本・EU EPA、及び USMCA とを比較した場合、営業秘密保護や医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用等の側面において、本協定の保護水準は相対的に低い可能性が示唆される。

本協定は、米国・韓国 FTA と一定程度の類似性を有し、TPP11、日本・EU EPA、及び USMCA と比較した場合、権利行使に関する知財保護水準は必ずしも十分に高いとは言えない可能性が考えられた。また、本協定では、一部の国境措置、一部の民事上の措置、刑事上の措置等が重視されていると考えられる。

（7）欧州自由貿易連合（EFTA）・インドネシア EPA

（a）知財エンフォースメント・不正競争等の特徴

本協定はTRIPS協定の対応する規定のうち、国境措置、民事上の措置、刑事上の措置、

開示されていない情報等に言及し又はそれらを強化していると考えられる。具体的には、国境措置については、解放停止（附属書XVII第IV節第15条第1項～第7項）が規定され、特に、不正商標商品及び著作権侵害物品の輸出入双方についての職権国境措置が可能化されていると考えられるという特徴を有する。また、民事上の措置に関しても損害賠償に関する規定（附属書XVII第IV節第15条）が設けられ、損害賠償額算定における考慮要素等（実損又は確立しているライセンス料等）が明確化されている。さらに、刑事上の措置としては、少なくとも故意による商業的規模における商標の不正使用又は著作権若しくは関連する権利の侵害に対して適用される刑事上の手続及び刑事罰の制定義務化（附属書XVII第IV節第20条）が規定されているが、TRIPS協定第61条に基本的に対応しており、実効性確保の面でTRIPS協定を超える内容とはなっていないと考えられることも特徴である。

不正競争に関連する規定としては、国名及び出所の表示（第9条）において、原産地表示、国名、国旗の保護手段の確保等について規律されているという特徴を有する。また、TRIPS協定第39条に対応する、開示されていない情報（附属書XVII第IV節第6条）において、医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用など医薬品分野の規定が設けられているが、試験データの保護期間は明示されていない（締約国の国内法及び規則で定められた期間の経過後とされる）という特徴も確認される。

（b）知財エンフォースメント・不正競争等の比較分析

他の調査対象 RTA との比較という観点において、スイスを参加国に含む関連 RTA として本協定と中国・スイス FTA とは、国境措置（解放停止、点検に関する権利等）、民事上の措置（損害賠償、差止め等）、刑事上の措置、原産地表示等保護及び試験データの保護の面で一定の共通性がみられる。しかしながら、民事上の措置に関しては、暫定措置や他の救済措置が中国・スイス FTA には存在するが、本協定には設けられていない、開示されていない情報について、医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用における保護期間が中国・スイス FTA には明示的に規定（販売承認の日から少なくとも6年間）されているが、本協定では明示的に規定されていない等の相違点も確認される。また、本協定と TPP11、日本・EU EPA、米国・韓国 FTA 及び USMCA とを比較した場合、救済関連指針の明確化（権利者等の推定規定、既定損害賠償、正規品価格考慮等）、司法当局権限強化（侵害行為関与第三者及び流通経路特定等）、営業秘密の保護等の側面において、本協定の保護水準は相対的に低い可能性が示唆される。

本協定は、中国・スイス FTA と一定程度の類似性を有し、TPP11、日本・EU EPA、米国・韓国 FTA 及び USMCA と比較した場合、権利行使に関する知財保護水準は必ずしも十分に高いとは言えない可能性が考えられた。また、本協定では、TRIPS 協定の確認規定というレベルの一般的な規定も依然として一定程度残ることが確認される。さらに、本協定では、一部の国境措置、一部の民事上の措置、試験データ等が重視されていると

考えられる。

（８）米国・メキシコ・カナダ協定（U.S.-Mexico-Canada Agreement：USMCA）

（a）知財エンフォースメント・不正競争等の特徴

本協定はTRIPS協定の対応する規定に概ね全般的に言及し又はそれらを強化していると考えられる。具体的には、国境措置については、国境措置に関連する特別な要件（第20.84条第1項～第10項）が規定され、特に不正商標商品及び著作権侵害物品の輸出入双方についての職権国境措置が可能化されているという特徴を有する。また、民事上の措置に関しても損害賠償に関する詳細な規定（第20.82条第3項～第10項）が設けられ、既定損害賠償や正規品価格考慮等が明確化されていると共に、権利者等の推定（第20.80条）が設けられ権利行使の促進・容易化に資することが期待され、侵害行為関与第三者及び流通経路特定に関する規定（第20.82条第13項）、秘密情報保護に関する司法当局命令の違反に対する制裁（第20.82条第16項）等の詳細な規定が設けられ司法当局権限強化が図られている。さらに、刑事上の措置としては、商業規模で故意により行われる商標の不正使用又は著作権若しくは関連する権利の侵害の場合に適用される刑事訴訟手続及び罰則の制定義務化（第20.85条第1項）が規定されるほか、各締約国は、商業規模での不正商標商品又は著作権侵害物品の故意による輸入又は輸出を、刑事罰の対象とすること（第20.85条第2項）、映画の著作物に関連して権利者の許諾なく視聴覚記録装置を故意に使用する者又は使用しようとする者等に対して適用される刑事手続（第20.85条第4項）が規定され、刑事上の観点からも侵害抑止・知財保護強化に寄与することを意図していると考えられることも特徴である。

不正競争に関連する規定としては、不合理な短縮のための特許期間の調整（第20.46条）において、販売承認の遅れによる特許保護期間の侵食を補償するための同期間延長が定められ、開示されていない試験データ又はその他のデータの保護（第20.48条）、及び生物製剤（第20.49条）において医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用など医薬品分野の詳細な規定が設けられており、データ保護期間は、新規医薬品について販売承認の日から少なくとも5年間、生物製剤については販売承認の日から少なくとも10年間等と規律されている⁹⁴。加えて、特定の医薬品の販売に関する措置（第20.51条）においてパテントリンケージが規律され、保護の期間の変更（第20.52条）において、特許保護期間満了によるデータ保護期間の変更禁止義務について規律していることも本協定の顕著な特徴と考えられる。同じく不正競争に関連して、営業秘密の保護について、営業秘密の保護（第20.70条）において営業上の秘密の不正な取得・開示・使用の防止のための法的手段確保、民事上の保護と執行（第20.71条）において、営業秘密の

⁹⁴ なお、結果的に新規生物製剤の試験データ等の保護期間を10年間とする旨の規定はその後の修正によって削除された。

横領を防止又は是正するための措置、刑事執行（第20.72条）において許諾を得ない故意による営業秘密の横領に対する刑事手続・刑罰、暫定措置（第20.74条）において横領の防止又は証拠保全のための暫定措置、民事救済（第20.76条）において営業秘密の横領者に対する差止、損賠賠償請求等が、それぞれ詳細に規定されていることも調査対象の10RTAの中では他に類を見ない特徴の一つである。

（b）知財エンフォースメント・不正競争等の比較分析

「（4）米国・韓国 FTA」においても述べた通り、米国の RTA における知的財産戦略は、2002 年通商法にみられるように、米国の国内法の保護水準を相手国において担保することを目指していると考えられている。米国 RTA における知的財産条項は、著作権関連産業、医薬品産業といった米国において競争力が強く、知的財産について関心の高い産業分野を反映していることが指摘されている⁹⁵。そして米国が RTA の知的財産章において特に重視しているのは、製薬関係の知的財産（特許及びテストデータ）の保護、著作権の保護、並びに権利行使の確保であるとされている⁹⁶。

上記米国 RTA の傾向を踏まえ、本協定の権利行使規定を分析すると、上記(a)において抽出した特徴のとおり、権利行使における救済関連指針明確化、司法当局権限強化、国境措置強化、販売承認の遅れによる特許保護期間の侵食を補償するための同期間延長及び医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用が、上記米国が RTA の知的財産章において重視している事項に対応すると考えられ、このことから米国の RTA 知的財産章に対するアプローチは本協定においても基本的に維持されていることが確認される。

他の調査対象 RTA との比較という観点において、本協定と同様な傾向は米国 EU 関連 RTA である TPP11 及び米国・韓国 FTA においても見出すことができる。本協定と TPP11 及び米国・韓国 FTA との比較において分析した場合、権利行使に関連する側面において、不正商標商品及び著作権侵害物品の輸出入双方についての職権国境措置が可能化されている点、既定損害賠償、正規品価格考慮、権利者等推定等による救済関連指針が明確化されている点、侵害行為関与第三者及び流通経路特定等による司法当局の権限が強化されている点等において高い類似性を有していると考えられる。また、不正競争に関連する側面においても、医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用が明確化及び具体化されている点等において共通点を有している。一方で、TPP11 又は米国・韓国 FTA との相違点については、例示として、米国・韓国 FTA では営業秘密に関する明示的な独立した条項がないこと、TPP11 では営業秘密関連規定はあるものの本協定のそ

⁹⁵ 「2017 年版不公正貿易報告書 第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定 第4章 知的財産」p.649～663（経済産業省通商政策局編、2017 年）

https://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2017/pdf/03_04.pdf [最終アクセス日：2019 年 10 月 7 日]

⁹⁶ 鈴木将文「地域貿易協定(RTAs)における知的財産条項の評価と展望」RIETI Discussion Paper Series 08-J-005（2008 年 3 月）

<https://www.rieti.go.jp/publications/dp/08j005.pdf> [最終アクセス日：2019 年 10 月 7 日]

れはより詳細であること、米国・韓国 FTA では医薬品販売承認申請で提出の試験データについて、生物製剤に関する明示的な独立した条項がないこと⁹⁷、TPP11 では生物製剤規定はあるが保護期間が少なくとも 8 年間であること（凍結項目）等が挙げられる。

本協定は調査対象 RTA の中において権利行使に関する知財保護水準が最も高いものの一つであり、本協定では、国境措置、民事上の措置、刑事上の措置、試験データ、営業秘密等の広範囲に及ぶ事項が重視されていると考えられる。

（９）EU・シンガポール FTA

（a）知財エンフォースメント・不正競争等の特徴

本協定は TRIPS 協定の対応する規定のうち、国境措置、民事上の措置、開示されていない情報等に言及し又はそれらを強化していると考えられる。具体的には、国境措置については、国境措置の範囲（第 10.49 条）が規定され、特に不正商標商品及び著作権侵害物品のみならず不正地理的表示商品についても職権国境措置が可能化されていることが特徴である。また、民事上の措置に関しても損害賠償に関する規定（第 10.49 条）が設けられ、正規品価格考慮等が明確化されていると共に、権利者等の推定（第 10.46 条）が設けられ権利行使の促進・容易化に資することが期待され、侵害行為関与第三者及び流通経路特定に関する規定（第 10.40 条第 2 項）等の規定が設けられ司法当局権限強化が図られている。しかしながら、刑事上の措置については、明示的な独立した条項は確認されていない。

不正競争に関連する規定としては、証拠（第 12.46 条）において訴訟で提出された証拠を秘密情報の保護の対象とする司法当局の命令について規定されている。また、行政上の販売承認を得るために提出された試験データの保護（第 10.33 条）において医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用等が定められ、具体的なデータ保護期間は新規医薬品について販売承認の日から少なくとも 5 年間となっている。

なお、権利行使節における条項ではないが、地理的表示については、地理的表示の保護に関する制度（第 10.17 条）を含め、第 10.16 条から第 10.23 条にかけて詳細に規定されているものの、執行規定までは確認されていない。

（b）知財エンフォースメント・不正競争等の比較分析

「（２）日本・EU EPA」において述べた通り、EU は、域外国との RTA においても知的財産条項を置いており、従来、EU の FTA 知的財産章への取組は、米国のそれとは異なり、一般規定、条約への加盟義務が中心の簡潔な規定となっていることが多かったと

⁹⁷ なお、USMCA において結果的に新規生物製剤の試験データ等の保護期間を 10 年間とする旨の規定はその後の修正によって削除された。

される⁹⁸。また、EU が域外国との関係で RTA の知的財産章において特に重視している事項としては、地理的表示の保護と権利行使の確保が指摘されている。

上記 EU 関係 RTA の従前の傾向を踏まえ、本協定の権利行使規定を分析すると、国境措置に係る権利行使について第 10.48 条から第 10.51 条にかけて規定されており、特に、不正商標商品及び著作権侵害物品のみならず、意匠権侵害物品及び不正地理的表示商品まで拡大していることが確認される。また、民事上の救済に係る権利行使については、証拠保全措置（第 10.39 条）において、少なくとも著作権等侵害又は商標の不正使用場合に、司法当局が侵害の疑いのある物品、並びに関連する材料及び道具の押収又はその他の拘留等命じる権限について規定するなど、比較的具体的な保護水準等が定められていることが窺われ、従前の EU 関連 RTA と比較して知的財産権保護の実効性確保を目的とする規定が一定程度増える傾向にある可能性が考えられる。しかしながら、詳細な損害賠償規定や営業秘密に関する権利行使規定等まで踏み込んで具体的に規定するまでには至っていない。一方で、上記(a)において抽出した特徴のとおり、権利行使における救済関連指針明確化、司法当局権限強化、国境措置強化、医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用、地理的表示の保護強化が、上記 EU が RTA の知的財産章において重視している事項に対応すると考えられ、EU の RTA 知的財産章において重視する観点は本協定においても基本的に維持されていることが確認される。なお、本協定の国境措置における不正地理的表示等の取締りについては、シンガポール側の履行の猶予期間があり、当事国間の事情に応じた配慮がなされていると評価される。

他の調査対象 RTA との比較という観点において、同じ EU 関連 RTA として本協定と日本・EU EPA 及び EU・ベトナム FTA とは、一部の国境措置、一部の民事上の措置、試験データの保護及び地理的表示の保護の面で一定の共通性がみられる。また刑事上の措置について各 RTA 知的財産章の権利行使節において独立した条項が設けられていないことにも共通性がある。しかしながら、国境措置及び民事上の措置に関しては日本・EU EPA が当該 3 協定の中では最も網羅的かつ詳細であり、さらに、営業秘密に関する独立した詳細かつ明示的な条項は日本・EU EPA には存在するが、本協定及び EU・ベトナム FTA には設けられていない等の相違点も確認される。

本協定は、TPP11、日本・EU EPA、米国・韓国 FTA、USMCA 等と比較した場合、権利行使に関する知財保護水準は必ずしも十分に高いとは言えない可能性が考えられる。また、本協定では、従来の EU 関連 RTA の一般的・抽象規定から一定程度より具体的・詳細な規定へと傾向がシフトしている可能性は示唆されるが、日本・EU EPA と比べると TRIPS 協定の確認規定というレベルの一般的な規定も依然として一定程度残ることが確認される。一方で、地理的表示の保護と権利行使の確保を重視している姿勢は本協定においても基本的に維持されていることが確認され、本協定では限定的な国境措置、

⁹⁸ 「2017 年版不正貿易報告書 第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定 第 4 章 知的財産」p.649～663（経済産業省通商政策局編、2017 年）

https://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2017/pdf/03_04.pdf [最終アクセス日:2019 年 10 月 7 日]

限定的な民事上の措置、試験データ、地理的表示の保護等が重視されていることが窺われる。

(10) EU・ベトナム自由貿易協定 (EVFTA)

(a) 知財エンフォースメント・不正競争等の特徴

本協定は TRIPS 協定の対応する規定のうち、国境措置、民事上の措置、開示されていない情報等に言及し又はそれらを強化していると考えられる。具体的には、国境措置については、国境措置の範囲（第 12.58 条）が規定され、特に不正商標商品及び著作権侵害物品のみならず不正地理的表示商品等の輸出・輸入双方についても国境措置の対象とされている。また、民事上の措置に関しても損害賠償に関する規定（第 12.51 条）が設けられ、既定損害賠償、逸失利益・不当利得等の考慮要素等が明確化されていると共に、権利者等の推定（第 12.54 条）が設けられ権利行使の促進・容易化に資することが期待され、侵害行為関与第三者及び流通経路特定に関する規定（第 12.47 条）等の規定が設けられ司法当局権限強化が図られている。しかしながら、刑事上の措置については、明示的な独立した条項は確認されていない。

不正競争に関連する規定としては、開示されていない情報の保護（第 12.41 条）において医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用等が定められ、具体的なデータ保護期間は新規医薬品について販売承認の日から少なくとも 5 年間となっている。

なお、権利行使節における条項ではないが、地理的表示については、第 12.23 条から第 12.33 条にかけて詳細に規定されていることも特徴であり、例示すると地理的表示の登録及び保護に関する制度（第 12.24 条）及び保護の執行（第 12.31 条）等が規定されている。

(b) 知財エンフォースメント・不正競争等の比較分析

「(2) 日本・EU EPA」において述べた通り、EU は、域外国との RTA においても知的財産条項を置いており、従来、EU の FTA 知的財産章への取組は、米国のそれとは異なり、一般規定、条約への加盟義務が中心の簡潔な規定となっていることが多かったとされる⁹⁹。また、EU が域外国との関係で RTA の知的財産章において特に重視している事項としては、地理的表示の保護と権利行使の確保が指摘されている。

上記 EU 関係 RTA の従前の傾向を踏まえ、本協定の権利行使規定を分析すると、国境措置に係る権利行使について第 12.56 条から第 12.60 条にかけて規定されており、特に、不正商標商品及び著作権侵害物品のみならず、地理的表示等まで対象を拡大しているこ

⁹⁹ 「2017 年版不公正貿易報告書 第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定 第 4 章 知的財産」p.649～663（経済産業省通商政策局編、2017 年）

https://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2017/pdf/03_04.pdf [最終アクセス日:2019 年 10 月 7 日]

とが確認される。また、民事上の救済に係る権利行使については、その他の救済(第 10.48 条)において、知的財産権を侵害していると認められた物品を流通経路から排除又は廃棄する選択肢に加えリコールも規定されるとともに、少なくとも廃棄については、原則として、侵害者側の費用負担で行われることを規定する等、比較的具体的な保護水準等が定められていることが窺われ、従前の EU 関連 RTA と比較して知的財産権保護の実効性確保を目的とする規定が一定程度増える傾向にある可能性が考えられる。しかしながら、輸入・輸出双方についての職権国境措置の可能化、営業秘密に関する権利行使規定等まで踏み込んで具体的に規定するまでには至っていない。一方で、上記(a)において抽出した特徴のとおり、権利行使における救済関連指針明確化、司法当局権限強化、国境措置強化、医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用、及び地理的表示の保護強化が、従来 EU が RTA の知的財産章において重視している事項に対応すると考えられ、EU の RTA 知的財産章において重視する観点は本協定においても基本的に維持されていることが確認される。

他の調査対象 RTA との比較という観点において、同じ EU 関連 RTA として本協定と EU・シンガポール FTA 及び EU・ベトナム FTA とは、一部の国境措置、一部の民事上の措置、試験データの保護及び地理的表示の保護の面で一定の共通性がみられる。また刑事上の措置について各 RTA 知的財産章の権利行使節において独立した条項が設けられていないことにも共通性がある。しかしながら、国境措置及び民事上の措置に関しては日本・EU EPA が当該 3 協定の中では最も網羅的かつ詳細であり、また、地理的表示の保護についても執行規定が本協定及び日本・EU EPA に存在するが、EU・シンガポール FTA には設けられていない、さらに、営業秘密に関する独立した詳細かつ明示的な条項は日本・EU EPA には存在するが、本協定及び EU・シンガポール FTA には設けられていない等の相違点も確認される。

本協定は、TPP11、日本・EU EPA、米国・韓国 FTA、USMCA 等と比較した場合、権利行使に関する知財保護水準は必ずしも十分に高いとは言えない可能性が考えられ、当事国の事情に応じた知財保護水準となっている可能性が示唆された。また、本協定では、従来の EU の一般的・抽象規定から一定程度より具体的・詳細な規定へと傾向がシフトしている可能性が示唆されるが、日本・EU EPA と比べると TRIPS 協定の確認規定というレベルの一般的な規定も依然として一定程度残ることが確認される。一方で、地理的表示の保護と権利行使の確保を重視している姿勢は本協定においても基本的に維持されていることが確認され、本協定では、限定的な国境措置、限定的な民事上の措置、試験データ、地理的表示の保護等が重視されていることが窺われる。

4. 主要国における知財エンフォースメント・不正競争等の特徴

上記10のRTAにおける知財エンフォースメント・不正競争等規定について、RTAの主要な当事国（米国、EU、中国、韓国）毎に特徴抽出を検討した内容を以下に示す。

(1) 米国

TPP11、米国・韓国 FTA 及び USMCA に関する個別の RTA 毎の分析において述べた通り、米国が RTA の知的財産章において重視している事項として、製薬関係の知的財産（特許及びテストデータ）の保護、著作権の保護、並びに権利行使の確保という基本方針は一貫していると認められた。

個別の条項の詳細をみていくと、不正競争に関連する規定において営業秘密保護について、TPP11 及び USMCA においては刑事手続及び刑事罰並びに秘密保持命令違反に対する制裁の両方により、米国・韓国 FTA においては秘密保持命令違反に対する制裁により、それぞれ規律されている。

また、データ保護期間について、一方において新規医薬品について TPP11、米国・韓国 FTA、及び USMCA のいずれもが 5 年間となっており、他方において生物製剤について TPP11 では 8 年間、USMCA では 10 年間¹⁰⁰であり、米国・韓国 FTA では対応する規定は確認されない。この点、米国としては自国の医薬品産業の競争力の高さを背景として生物製剤について、新規医薬品とは別個独立の、かつ、より長期間の保護期間を設けたいという要請があると想定されるところ、相手方当事国との関係もあり明快に結論付けることは当然ながら困難であるものの、米国側としては時代を追うごとに生物製剤条項の保護期間の要求水準が高くなっている可能性が示唆された。なお、生物製剤のデータ保護に関する明示的な独立条項は米国関連 RTA 以外の他の調査対象 RTA では中国・スイス FTA にあるのみ¹⁰¹である。

パテントリンケージについて、調査対象 RTA の中では米国関連 RTA において特有にみられる規定であり、特許保護に加えデータ保護に基づく医薬品の市場における競争優位性確保の実効性をより高める意図が窺われる。

権利行使規定について、RTA 毎の分析で確認した通り、国境措置の強化（輸入・輸出双方における職権国境措置可能化）、救済関連指針の明確化（著作権者等推定、既定損害賠償、正規品価格考慮等）及び司法当局権限強化が全般的に図られていることが特徴である。さらに、調査対象 RTA の中で米国関連 RTA は詳細な刑事上の手続が必ず設けられていることも特徴であり、映画の著作物の故意による許諾を得ない複製について刑事罰の適用対象とする規律も共通であり、刑事措置の側面でも米国における権利行使の実効性確保及び著作権保護強化の中核的な方針が確認される。

(2) EU

日本・EU EPA、EU・シンガポール FTA、及び EVFTA に関する個別の RTA 毎の分析において述べた通り、近年、合意、締結、乃至発効した EU 関連 RTA は、従来のそれと

¹⁰⁰ なお、USMCA において結果的に新規生物製剤の試験データ等の保護期間を 10 年間とする旨の規定はその後の修正によって削除された。

¹⁰¹ 中国・スイス FTA では販売承認の日から少なくとも 6 年間とされる。

比べて一般的・抽象規定から具体的・詳細な規定へと傾向がシフトしている可能性は示唆された。一方で、地理的表示の保護と権利行使の確保を重視している姿勢は維持されていると考えられる。

個別の条項の詳細をみていくと、不正競争に関連する規定において、営業秘密の保護について、特段類似性が高いということはなく、相手方当事国との関係により柔軟に妥結している可能性が示唆された。具体的には、日本・EU EPA では不正使用に対する権利行使も含めて詳細に規律されているが、EVFTA では、訴訟で提出された証拠を秘密情報の保護対象とできることが規定されるにとどまり、EU・シンガポール FTA では、対応する明示的な独立条項は確認されていないというように、保護水準に大きな差がみられる。

また、データ保護期間について、新規医薬品について日本・EU EPA では販売承認の日から少なくとも6年間であるのに対し、EU・シンガポール FTA、及び EVFTA ではともに販売承認の日から少なくとも5年間となっている。なお、新規農業用化学品については、日本・EU EPA 及び EU・シンガポール FTA では販売承認の日から少なくとも10年間であるのに対し、EVFTA では販売承認の日から少なくとも5年間と定められていることから、一定の範囲で柔軟に保護期間が規律されている傾向が窺われる。なお、これら3協定において生物製剤のデータ保護に関する明示的な独立条項は確認されていない。

権利行使規定に関連する規定において、国境措置について、RTA 毎の分析で確認した通り、国境措置の強化（国境措置の対象を地理的表示まで拡大していること）は一定程度類似しているものの、国境措置全般にわたる規定ぶりは日本・EU EPA では詳細であるが、EU・シンガポール FTA、及び EVFTA では簡潔なものに留まっている。また、民事上の措置の側面について救済関連指針の明確化（著作権者等推定、損害額算定の考慮要素等）及び司法当局権限強化についても一定程度類似している。刑事上の措置について、いずれも独立した明示的な条項は確認されず、この点において米国関連 RTA と対照的である。

なお、地理的表示については、日本・EU EPA、EU・シンガポール FTA、及び EVFTA のいずれもが詳細な規定を設け、地理的表示の表（リスト）により対象を特定することや補正が可能であること等の点において共通しており、知的財産の保護対象として地理的表示も重視している EU の中核的な方針が確認される。

（3）中国

中国・スイス FTA 及び中国・韓国 FTA を対象として中国関連 RTA 知財章を分析した場合に、明確な傾向といえるものが抽出されるまでには至っていない。両協定は国境措置、民事上の措置、刑事上の措置、不正競争関連の規定等の個別の条項においては部分的に相互に対応する規定は有するものの、両協定を対比した限りにおいては中国関連 RTA

に特有の重視している要素を如実に浮き彫りにすることは難しいと考えられる。一方で、中国関連 RTA の相手方当事国の観点から見た場合、中国・スイス RTA においては原産地表示及び国名（第 11.22 条）、新規医薬品、生物製剤及び新規農業用化学品に対するデータ保護（第 11.11 条）、点検に関する権利（第 11.17 条）、地理的表示（第 11.13 条）等、スイス側の関心が高い項目が反映されているとも考えられ、対照的に中国・韓国 FTA においてはそれらに対応する明示的な条項は確認されていないところ、権利行使や不正競争関連については TRIPS 協定の規律をベースとして相手方当事国の重要項目を許容しうる範囲で柔軟に取り込んで相手国ごとの多様な RTA 知財章の構成となっている可能性が示唆された。

（４）韓国

米国・韓国 FTA 及び中国・韓国 FTA を対象として韓国関連 RTA 知財章を分析した場合に、明確な傾向といえるものが特定されるまでには至っていない。一方で、両協定は、不正競争関連について司法当局による秘密保持命令違反に対する制裁規定の点において、権利行使関連について国境措置として、職権による国境措置が可能化されていること、民事上の措置として、著作権者等の推定規定や既定損害賠償による救済関連指針の明確化、侵害行為に関連する情報提供命令の可能化に伴う司法当局権限強化が図られ、代替紛争解決規定が設けられていること、刑事上の措置として、映画の著作物に対する故意による無許可複製を刑事罰の適用対象としていること等の点において、一定の類似性を有しており、韓国関連 RTA は権利行使等の実効性確保へ一定程度関心を払っている可能性が示唆された。一方で、韓国関連 RTA の相手方当事国の観点から見た場合、米国・韓国 FTA では不正競争関連について米国が重視する医薬品産業保護に資する新規医薬品・新規農業用化学品等のデータ保護期間やパテントリンケージ等について規律されており¹⁰²、相手方当事国である米国の主張が強く反映されていることが窺われ、交渉力における優位性等、両国間の関係性によるところも少なくないと推察される。

５．まとめ

以上略述のとおり、調査対象 10RTA について、各 RTA の知財エンフォースメント・不正競争等の概要・特徴・比較分析、及び主要国毎の特徴について公開情報調査結果に基づいて検討し分析を行った。各 RTA 知財章は、総じて、RTA 毎又は当事国毎に一定の範囲内において多様で異なった規律で構成されており、同じ当事国に関する RTA においてさえ、必ずしも類似性・共通性が高い規定ばかりではないことが確認された。その中において、RTA に対する重視する項目が比較的明瞭に推定されるのが、米国及び EU 関連 RTA である。これらは自国産業において伝統的に競争優位性が高いとされる領域

¹⁰² 対応する規定は中国・韓国 FTA において確認されていない。

に密接に関係する知的財産権の保護強化・執行規定の実効性確保（例示として、米国のテストデータの保護、EUの地理的表示の保護等）にそれぞれ確固とした指針があるものと想定され、それを基軸とした価値判断が交渉過程でも指導的な役割を果たし、「TRIPS プラス」条項として最終テキストにおいて明文化されるに至ったと推察される。「TRIPS プラス」条項は、1995年のWTO/TRIPS協定発効以後、WTO加盟国にとっていわゆるバイ又はプルのRTAを締結することの重要な意義の一つと理解されるところ、「TRIPS プラス」条項については問題点ないし留意すべき事項も指摘されている¹⁰³ ¹⁰⁴。このような状況を踏まえ、我が国としては、上記調査対象10RTAの検討において確認された各国又はRTA毎の特徴や重視する項目の多様性に照らして、我が国が当事国ではない他国のRTAの知的財産条項についても可能な限り対象を広げ適時に監視・情報収集を行いつつ、「TRIPS プラス」条項を設けた場合に潜在的に孕む問題の可能性に十分に留意したうえで、RTAにおける知的財産条項に関する対応を適切に決定していくことが望まれる。

以上

¹⁰³ 鈴木将文「地域貿易協定(RTAs)における知的財産条項の評価と展望」RIETI Discussion Paper Series 08-J-005 (2008年3月)

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/08j005.pdf> [最終アクセス日：2019年10月7日]

¹⁰⁴ 鈴木将文「地域経済統合と知的財産制度—『TRIPS プラス』条項の検討を中心に—」中山信弘先生還暦記念『知的財産法の理論と現代的課題』539頁(弘文堂、2005)によれば、「TRIPS プラス」条項の問題点ないし留意すべき事項として1 差別的待遇の可能性、2 必要以上の「譲歩」の可能性、3 国際的調和を阻害する可能性、の3点を指摘している。当該3点は、10数年を経た現在の状況に照らしても解決するどころか、近年締結・発効されている(知的財産章を設けている)RTA数の増加に鑑みて、検討課題として一層の重要性を増しており、当該3点を含め「TRIPS プラス」条項の国際知的財産制度に及ぼす影響の調査研究、提言を行うことは依然として検討に値すると考えられる。

Ⅱ．国際協定における侵害行為への権利行使の実効性に関する規定との整合性に関する調査

1．はじめに

知的財産に関する実体規定や体制を創設・整備することに加え、運用面における権利行使の実効性が確保されることが権利の十分な保護には重要である。この点、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、民事手続による救済措置、税関による国境措置、刑事上の取締り等により、効果的かつ迅速に権利侵害に対処できることが不可欠である。TRIPS 協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（第 41 条～第 61 条）、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制度を確保することを義務付けている（第 41 条 1 項、条文は後述）。当該規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、TRIPS 協定の義務に違反する可能性があり、各国における権利行使の実効性の問題について、各国の法制度の整備・運用状況を注視し、TRIPS 協定に適合しない制度・運用が存在する場合にその是正を求めることが必要となる。そしてこのような実効性に関する指摘は、我が国が個別に結んだ EPA 協定中における同様の規定についても当てはまる。

そこで本調査研究では、TRIPS 協定や我が国との EPA といった国際協定における権利行使の実効性に関連する規定の義務履行状況や協定整合性を検討することとし、アジアの新興国・途上国五か国（インド、フィリピン、タイ、ベトナム、インドネシア）における関係する国際協定上の規定を確認すると共に、模倣品・海賊版に関して被害状況や権利行使実態等の情報を収集することで、当該国における国際協定の知財権利行使関連規定との整合性に関する評価を試みる。

2．国際協定の関連規定と模倣品被害状況や権利行使実態等

（1）インド

（a）TRIPS 協定 41 条 1 項の規定と対応する状況

（i）規定

TRIPS 協定 41 条 1 項は、以下のとおり、侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む効果的な措置に関する規定である。

(1) 加盟国は、この部に規定する行使手続によりこの協定が対象とする知的所有権の侵害行為に対し効果的な措置(侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。)がとられることを可能にするため、当該行使手続を国内法において確保する。このような行使手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

(ii) 「効果的な措置」に対応する状況

①流通・被害実態

模倣品の流通・被害実態について、経済的影響を定量化することは困難とされるが、インド商工会議所連合会 (Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry : FICCI) による最近の市場調査では、模倣、著作権侵害、密輸の影響を最も受けた 7 つの産業セクター (自動車部品、アルコール、コンピューターハードウェア、FMCG (個人グッズ)、FMCG (包装食品)、携帯電話、たばこ) の調査を行っている。その結果、これらの 7 つのセクターのみで 2012 年にほぼ 73,00 億ルピー (約 1 兆 1000 億円) の売り上げを失ったと報告されている。FICCI の調査では、インドの自動車部品市場のほぼ 30% が模倣品であることが示されている¹。

また、模倣品そのものではないが、模倣品との関連性が強く、多くの模倣品を含むと考えられる密輸品に関しても報告がある。存在する密輸量の指標として、税関部門及び歳入情報局 (Directorate of Revenue Intelligence : DRI) によって行われた密輸品の押収レベルについても産業ごとに報告されており、例えば、機械及び部品産業では 4 億 4710 万ルピー (約 6 億 8000 万円) と記載されている。なお、差押は実際の密輸 (完全な密輸と技術的な密輸の両方) が行われている中の僅かな部分であるとみるのが合理的と指摘されている。

国際商工会議所とインド商工会議所連合によると、インドへの模倣品の販売と模倣品の密輸は、2012 年に 119 億ドルの販売損失をもたらした。この金額は、企業への販売損失の 21.7% に相当する²。

インドにおける海賊版ソフトウェアの割合 (不正コピー率) は 2007 年 : 69%、2011 年 : 63%、2013 年 : 60%、2015 年 : 58%、2017 年 : 56% と一貫して減少傾向であるものの依然として高い水準に留まっており (2007 年の 69% から低下)、ユーザがインストールしているプログラム 10 個のうち 6 個程度が無許可となる。無許可ソフトウェアの

¹ 「Counterfeiting, Piracy and Smuggling in India- Effects and Potential Solutions」、8 頁 (ICC、BASCAP、FICCI、2012 年)、インド商工会議所連合会 (FICCI) の調査結果
<https://iccwbo.org/content/uploads/sites/3/2016/11/Counterfeiting-piracy-and-smuggling-in-India-Value-of-IP-in-india.pdf> [最終アクセス日 : 2020 年 1 月 27 日]

² Havocscope—Information about the global black market の HP 「Counterfeit Goods Market Value in India」 (May 3, 2014)
<http://havocscope.com/counterfeit-goods-market-value-in-india/> [最終アクセス日 : 2020 年 1 月 27 日]

商業価値（不正ソフトウェア総額）は、24.74 億 US ドルに上る³。

②権利行使実態

税関における水際取締りに関して、インド政府が公示した 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則（Intellectual Property Rights (Imported Goods) Enforcement Rules, 2007, (IPR - IGRules)）（2007 年 5 月 8 日に施行）は、知的財産権保護を目的として、取締りの実施枠組みを提示しており、意匠権、商標権（登録されたトレードドレスを含む）地理的表示、著作権の輸入に対して適用される。また、2018 年知的財産権（輸入品）施行規則（2018 年 6 月 22 日に施行）において、特許権が取締りの対象から外されている⁴。

税関知財権差止めに関する税関の実績に関して、差止知的財産権侵害品の合計価額（IN ルピー）として、2011～2012 年：128,510、2012～2013 年：115,961 との報告がある⁵。

（iii）「迅速な救済措置」に対応する状況

①権利化期間

特許の平均審査期間について 5～7 年程度との報告があるが⁶、インドの特許フレームワークにおける立法及び手続上の改善の効果として、2017 年から 2018 年の間に、更新された電子ワークフローと技術者の力、すなわち審査官と管理者の増強の助けを借りて出力を増やすことにより、特許出願の処理の滞貨を減らすための体系的な努力が行われたと報告されている。共同の努力により、特許出願の審査の滞貨は、審査請求の提出日から期間として、約 72 か月から約 54 か月までに引き下げられ、翌年には更に主要な IP オフィスと同等の期間となるまで削減することを目標としている⁷。

②訴訟期間

民事訴訟について、通常の訴訟の場合、第一審の判決が得られるまでに 5 年から 7 年程度の期間を要することも稀ではない一方、特許権侵害訴訟の場合、実務上多くの特許侵害訴訟の第一審を管轄している高等裁判所においては 3 年から 4 年程度で手続が終結

³ 「BSA グローバルソフトウェア調査」（BSA、2018 年 6 月）

https://bsa.or.jp/wp-content/uploads/Global_Software_Survey2018_J.pdf [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

⁴ 特許庁委託事業「インドにおける知的財産権行使マニュアル」51 頁～（独立行政法人 日本貿易振興機構 ニューデリー事務所、2018 年 12 月）

⁵ 特許庁委託事業「インド税関における知財保護マニュアル」21 頁（独立行政法人 日本貿易振興機構 ニューデリー事務所 知的財産権部、2016 年 8 月）なお、税関当局は知的財産権の差止めに関する統計データベースを保持していないとの報告がある。

⁶ Kshitij Malhotra、高橋 明雄「インド特許審査期間の最新動向」、知財ぷりずむ Vol. 16 No. 185 83 頁（2018 年 2 月）2016 年特許規則改正前と思われる。

⁷ 「ANNUAL REPORT 2017-18」p.14-15（THE OFFICE OF THE CONTROLLER GENERAL OF PATENTS, DESIGNS, TRADEMARKS AND GEOGRAPHICAL INDICATIONS INDIA）における該当箇所の仮訳 <http://www.ipindia.nic.in/annual-reports-ipo.htm> [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

しているとの報告がある⁸。さらに、2016年1月1日付で施行された2015年商事裁判所法⁹に基づき、商事裁判所及び商事専門部並びに商事控訴部が設置されており、特許権侵害訴訟を含む商事関係訴訟の手續のさらなる迅速化が期待され、訴訟提起から終局的差止判決が得られるまでの期間は、民事訴訟法の改訂や、商事裁判所法の導入により、6月以内の訴訟終了を目指しているとの報告がある¹⁰。

刑事訴訟において、摘発から最終判決が出るまでの上訴を含めた平均期間は12～14年との報告がある¹¹。

(iv) 「追加の侵害を抑止するための救済措置」に対応する状況

①刑事罰

刑事執行における刑期の平均は1～1年半程度であり、執行猶予の適用はケースによるものであり、担当裁判官の裁量によるであると報告されている。また、刑事執行における罰金額の平均は10万INR（約15万円¹²）との報告がある¹³。

②民事救済

終局的差止判決の場合、特許の有効期間中の差止めが認容される。一方、暫定的差止決定は、訴訟継続中における差止めであるため、訴訟の途中で決定が取消・修正されない限り、訴訟の最終処分時までの差止めが認容されるとの報告がある¹⁴。

(b) 日インド EPA 103 条 1 の規定と対応する状況

(i) 規定

日インド EPA 103 条 1 は以下のとおり、知財制度の効率的な運用確保に関する規定で

⁸ 「インドにおける知的財産権（特許権）の活用方法に関するガイドライン」 p.7（インド知的財産研究会（IPG）特許ワーキンググループ、2017年5月）

⁹ 「同法は2018年8月に改正され、これにより商事訴訟の手續申請に関する民事訴訟法（CPC）の様々な規定も改正している。この法律に基づく、商事訴訟に関する手續と要件は、非常に厳しいものとなっている。」特許庁委託事業「インド知財侵害訴訟における証拠収集及び営業秘密の扱いに関する調査」（独立行政法人 日本貿易振興機構 ニューデリー事務所 知的財産権部、2020年1月）

¹⁰ 「インドにおける知的財産権（特許権）の活用方法に関するガイドライン」 p.16-17（インド知的財産研究会（IPG）特許ワーキンググループ、2017年5月）

¹¹ 平成28年度知的財産権ワーキンググループ等侵害対策強化事業「主要各国における知的財産権侵害事案の 刑罰制度及びその運用に関する調査研究」75頁～（日本技術貿易株式会社、2017年2月）、現地法律事務所を通じて入手した情報に基づく。

¹² インドルピー 1.52 円（2020年1月現在）、以下日本円を併記する場合の換算は本レートを適用。

¹³ 平成28年度知的財産権ワーキンググループ等侵害対策強化事業「主要各国における知的財産権侵害事案の 刑罰制度及びその運用に関する調査研究」75頁～（日本技術貿易株式会社、2017年2月）、現地法律事務所を通じて入手した情報に基づく。

¹⁴ 「インドにおける知的財産権（特許権）の活用方法に関するガイドライン」 p.17（インド知的財産研究会（IPG）特許ワーキンググループ、2017年5月）

ある¹⁵。

1 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

(ii) 対応する状況

①権利化期間

上記 2. (1) (a) (iii) ①の項目を参照。

②権利化費用

インドにおいて、特許出願 (30 頁、請求項 10 項まで) に関する庁料金は 8,000 (Rs)、代理人費用は 500～1,000 (\$) であり、通常審査請求 (特許法 11B 条、規則 24 (1)) に関する庁料金は 20,000 (Rs)、代理人費用は 100～200 (\$) との報告がある^{16 17}。

(2) フィリピン

(a) TRIPS 協定 41 条 1 項の規定と対応する状況

(i) 規定

上記 2. (1) (a) の項目を参照。

(ii) 「効果的な措置」に対応する状況

①流通・被害実態

市場における模倣品の混入率に関して、フィリピンにおいては、マニラ首都圏に限っても多数の模倣品販売市場が存在している。これらの市場において販売される著名なブランドの商標等を付したかばん、時計、衣料、キャラクターグッズなどについては、ほぼ全てが模倣品であると考えられるとの指摘がある¹⁸。

¹⁵ 「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/pdfs/ijcepa_ba_j.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

¹⁶ ババット・ヴィニット 「インドにおける産業財産権権利化費用」 『平成 30 年度新興国等における知的財産関連情報の調査』 (工業所有権情報研修館、2018.12.06)

¹⁷ 庁料金は e-Filing の場合 零細企業以外の法人として。

¹⁸ 経済産業省委託事業「フィリピンにおける模倣品流通実態調査」79 頁、(独立行政法人日本貿易振興機構 マニラ事務所、2019 年 3 月) 他方、自動車用品、携帯電話やタブレット等については、模倣品であるか否かが外観からは明らかではないことから、一概に模倣品がどの程度混入しているかを推測することは困難とされる。

②権利行使実態

2018年の模倣品摘発実績は、押収品の価額として約236億ペソ（約505億円）との報告がある¹⁹。また、2019年1－7月期における知的財産侵害品の押収実績に関して、フィリピン国家知的財産権委員会（National Committee on Intellectual Property Rights: NCIPR）は2019年10月、同年第2回目の知的財産侵害物品の滅却式を行い、同年1－7月期における模倣品及び海賊版の押収実績を公表した。委員会はこの期間において137億3,000万ペソ（約294億円²⁰）相当の模倣品及び海賊版を押収し、これらが国内消費者の手に渡るのを防止したことが指摘されている²¹。

（iii）「迅速な救済措置」に対応する状況

①権利化期間

フィリピンにおける特許出願日から登録までの平均期間（2017年登録案件）は3.8年との報告がある²²。

②訴訟期間

フィリピンにおける特許権侵害訴訟（民事）の訴訟期間は、それぞれ第一審：平均4.5年、控訴審：平均3.1年、上告審：平均3年との報告がある²³。また、知的財産の刑事訴訟において、摘発から第一審判決がでるまでの平均期間は約3年程度、最終判決が出るまでの上訴を含めた平均期間は約9年程度であると報告されている²⁴。

（iv）「追加の侵害を抑止するための救済措置」に対応する状況

①刑事罰

フィリピンにおける刑事執行における刑期の平均に関して、特許及び営業秘密では、これらを争点とする刑事事件の判決は見当たらず、一般的ではないとして確認されてい

¹⁹ 経済産業省委託事業「フィリピンにおける模倣品流通実態調査」28－30頁、（独立行政法人日本貿易振興機構 マニラ事務所、2019年3月）、IPOP HL のデータに基づく。

²⁰ フィリピンペソ 2.14 円（2020年1月現在）、以下日本円を併記する場合の換算は本レートを適用。

²¹ 「貿易と関税」92頁、（日本関税協会知的財産情報センター(CIPIC)、2020.01）、2019年10月18日付フィリピン国家知的財産権委員会のプレスリリースによる

²² 特許庁委託事業「フィリピン知的財産庁が提供する産業財産権データベースの調査報告」63頁（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2018年3月）

²³ 特許庁委託事業「フィリピンにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査」25頁～、（日本貿易振興機構（JETRO）シンガポール事務所 知的財産部）、2017年4月）、現地法律事務所からのヒアリングによる（参考値）。

²⁴ 平成28年度知的財産権ワーキンググループ等侵害対策強化事業「主要各国における知的財産権侵害事案の刑罰制度及びその運用に関する調査研究」106頁～（日本技術貿易株式会社、2017年2月）、現地法律事務所を通じて入手した情報に基づく。

ない。一方で商標及び不正競争は、2 年、著作権では2 年半であると報告されている²⁵。

②民事救済

フィリピンにおける特許権侵害訴訟（民事）の損害賠償額は平均 US \$ 37,800 との報告がある²⁶。

（b）日フィリピン EPA 117 条 1 の規定と対応する状況

（i）規定

日フィリピン EPA 117 条 1 は以下のとおり、知的財産の十分な保護や、知的財産権の効果的な行使に関する規定である²⁷。

1 両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分かつ無差別的な保護、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使を確保する。

（ii）「十分保護」に対応する状況

①権利化期間

上記 2.（2）（a）（iii）①の項目を参照。

（iii）「十分効果的行使確保」に対応する状況

上記 2.（2）（a）（iv）の項目を参照。

（c）日フィリピン EPA 120 条 1 の規定と対応する状況

（i）規定

日フィリピン EPA 120 条 1 は以下のとおり、行政上の手続簡素化に関する努力規定で

²⁵ 平成 28 年度知的財産権ワーキンググループ等侵害対策強化事業「主要各国における知的財産権侵害事案の刑罰制度及びその運用に関する調査研究」106 頁～（日本技術貿易株式会社、2017 年 2 月）、現地法律事務所を通じて入手した情報に基づく。

²⁶ 特許庁委託事業「フィリピンにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査」25 頁～、（日本貿易振興機構（JETRO シンガポール事務所 知的財産部）、2017 年 4 月）、現地法律事務所からのヒアリングによる（参考値）。

²⁷ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/mokuji.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

ある²⁸。

1 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するよう努める。

(ii) 対応する状況

①権利化期間

上記 2. (2) (a) (iii) ①の項目を参照。

②権利化費用

2016 年の情報によれば、フィリピンにおける特許の国内出願 (30 頁、5 請求項まで) に関する当局に対する費用は 3,600 フィリピンペソ、実態審査請求に関する当局に対する費用は 3,500 フィリピンペソである²⁹。またフィリピン特許庁の費用に関して 2017 年 1 月 1 日時点では、特許出願費用は Big entity³⁰について 4320 ペソ (約 9200 円) との報告がある³¹。

(3) タイ

(a) TRIPS 協定 41 条 1 項の規定と対応する状況

(i) 規定

上記 2. (1) (a) の項目を参照。

(ii) 「効果的な措置」に対応する状況

①流通・被害実態

「ザ・ソフトウェア・アライアンス (The Software Alliance : BSA)」の「BSA グローバルソフトウェア調査」2018 年版によれば、タイにおける不正コピー率は 66%、不正

²⁸ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/mokuji.pdf [最終アクセス日 : 2020 年 1 月 27 日]

²⁹ 「フィリピン共和国 - 特許庁」 (作成日 : 2016 年 11 月 1 日)
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/iprsupport/document/miniguide/Asia_Philippines_sys.pdf [最終アクセス日 : 2020 年 1 月 27 日]

³⁰ 100 Million ペソ以上の資産を有する自然人又は法人

³¹ NGB (日本技術貿易株式会社) 「【特許・意匠ニュース】フィリピン庁費用改定のお知らせ(2017/1/1 より適用)」 (2016 年 12 月 16 日)
https://www.ngb.co.jp/ip_articles/detail/1392.html [最終アクセス日 : 2020 年 1 月 27 日]

ソフトウェア総額は714百万ドルと報告されており、これは今回の調査対象5か国の中では、インドネシア（不正コピー率83%、不正ソフトウェア総額1095百万ドル）に次いで被害額の推計として大きな規模となる。また、不正コピー率は2005年の80%から、2017年の66%へと徐々に改善が進んでいるが依然として極めて高い水準である³²。

②権利行使実態

タイにおいて模倣品の取締活動の実施権限を有する法律機関（タイ国家警察庁、法務省特別捜査局（DSI）及び税関局等）は、市場に流通する模倣品を押収するため、全国の事業者（製造者、販売者、輸出入業者等）に対して継続的に権限行使し模倣品製造販売に従事する者を告訴していると報告されている³³。また、主要政府機関である知的財産局（DIP）が、知的財産権の政策・実務を所管し、関係政府機関間の連携を調整している。

税関取締実績に関する統計データ過去5年間（2013年-2017年）に関して、タイにおける模倣品の税関取締件数は、一年単位で、約700件から900件で推移している。金額で見ると、2017(1 Oct 2016 - 30 Sep 2017)の期間は71,544,098 バーツ（約2.6億円³⁴）となっている³⁵。また、警察、特別捜査局、税関の取締実績に関する統計によれば、2018年における商標、著作権、特許に関する摘発件数は合計で6,938件、押収物品は合計で10,825,538品目と報告されている³⁶。さらに、2018年の知的財産及び国際取引中央裁判所CIPITCへの提訴件数について知的財産関連の刑事事件として3,262件、知的財産関連の民事事件として213件となっている³⁷。

上記のとおり模倣品対策は実施されているものの、税関による水際措置に関して抑止効果は十分ではないとの指摘もある³⁸。

³² 「BSA グローバルソフトウェア調査 2018 年 6 月」（2018 年 6 月）

https://bsa.or.jp/wp-content/uploads/Global_Software_Survey2018_J.pdf [最終アクセス日:2020 年 1 月 27 日]

³³ 石川勇介、高田元樹「ASEAN 諸国における模倣品対策」パテント,Vol 69, No. 11, p.18（2016 年）

³⁴ タイバーツ 3.66 円（2020 年 1 月現在）、以下日本円を併記する場合の換算は本レートを適用。

³⁵ 特許庁委託事業「アセアン主要国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）の税関における知財関連法規・運用実態に関する調査」78 頁～、（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2018 年 4 月）

³⁶ 「IP Enforcement Statistics (Calendar Year)(By the Royal Thai Police , the Department of Special Investigation and the Customs Department) 2019 January - June」（12 July 2019）

<https://www.ipthailand.go.th/en/statistics.html> [最終アクセス日:2020 年 1 月 27 日]

³⁷ 「タイにおける知的財産の状況」25 頁、（S&I International Bangkok Office Co.,Ltd、2019 年 2 月）

https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/onepoint/documents/onepoint_017.pdf [最終アクセス日:2020 年 1 月 27 日]

³⁸ 石川勇介、高田元樹「ASEAN 諸国における模倣品対策」パテント,Vol 69, No. 11, p.18（2016 年）

(iii) 「迅速な救済措置」に対応する状況

①権利化期間

タイにおける特許出願日から登録までの平均期間（2017 年登録案件）は 8.9 年との報告がある³⁹。

②訴訟期間

タイにおける民事訴訟の所要期間は 1 年 6 か月～2 年程度であり、刑事訴訟の所要期間は 6 か月～1 年程度との報告がある⁴⁰。また刑事訴訟において、摘発から最終判決が出るまでの上訴を含めた平均期間については 4～5 年程度との報告もある⁴¹。

(iv) 「追加の侵害を抑止するための救済措置」に対応する状況

①刑事罰

刑事執行における刑期の平均に関して、2013 年から 2015 年までの間に知的財産裁判所が出した判決をランダムに集計した刑期の平均は 6 か月以下であると報告されている。また、刑事措置に関して抑止効果は十分ではないとの指摘もある⁴²。タイ裁判所では初犯や小売業者の場合には厳罰を避ける傾向があると考えられている。

②民事救済

裁判係争中の侵害被疑製品の製造販売等を差し止める命令に関して、タイの商標法、特許法、著作権法はいずれも、予防的差止措置を定めているが、現実には仮差止命令はめったに得られないと報告されている。また、知財専門裁判所で、現実及び潜在的損失と一致する金額の損害賠償が得られることは稀であると指摘されている。さらに侵害被疑者による証拠隠滅の恐れがある場合、知財権者は裁判所に、令状なしの証拠差押命令（アントン・ピラー命令）（令状なしの証拠保全）を求めることができるが、このような申立てが認められることは滅多にないと報告されている⁴³。民事措置に関して時間と費

³⁹ 特許庁委託事業「タイ知的財産局が提供する産業財産権データベースの調査報告」94 頁（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2018 年 3 月）

⁴⁰ 特許庁委託事業「タイにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査」12-13 頁、（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部）、2017 年 9 月）、現地法律事務所からのヒアリングによるとされ、民事訴訟は商標権侵害 3 件＋著作権侵害 3 件、刑事訴訟は商標権侵害 4 件について検討されている。

⁴¹ 平成 28 年度知的財産権ワーキンググループ等侵害対策強化事業「主要各国における知的財産権侵害事案の刑罰制度及びその運用に関する調査研究」138 頁～（日本技術貿易株式会社、2017 年 2 月）、現地法律事務所を通じて入手した情報に基づく。

⁴² 石川勇介、高田元樹「ASEAN 諸国における模倣品対策」パテント, Vol 69, No. 11, p.18（2016 年）

⁴³ 特許庁委託事業「タイにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査」22-23 頁、（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部）、2017 年 9 月）

用が掛かり、予防的措置に関しては差止命令がほとんど認められないといった課題が認識されている⁴⁴。

(b) 日タイ EPA 122 条 1 の規定と対応する状況

(i) 規定

日タイ EPA 122 条 1 は以下のとおり、知的財産の十分、効果的な保護や、侵害に対する行使のための措置に関する規定である⁴⁵。

1 両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分に効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的かつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の行使のための措置をとる。

(ii) 「十分効果的保護」に対応する状況

①権利化期間

上記 2. (3) (a) (iii) ①の項目を参照。

(iii) 「対侵害権利行使措置」に対応する状況

①権利行使法制度上の課題

上記 2. (3) (a) (iv) の項目を参照。

(c) 日タイ EPA 126 条 1 の規定と対応する状況

(i) 規定

日タイ EPA 126 条 1 は以下のとおり、知財制度の効率的な運用や、そのための手続の簡素化に関する規定である⁴⁶。

⁴⁴ 石川勇介、高田元樹「ASEAN 諸国における模倣品対策」パテント, Vol 69, No. 11, p.18 (2016 年)

⁴⁵ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/mokuji.pdf [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

⁴⁶ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/mokuji.pdf [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

1 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

(ii) 対応する状況

①権利化期間

上記 2. (3) (a) (iii) ①の項目を参照。

②権利化費用

タイにおいて、特許の国内出願に関する当局に対する費用は 500 タイバーツ、実体審査請求に関する当局に対する費用は 250 タイバーツである^{47 48}。

(4) ベトナム

(a) TRIPS 協定 41 条 1 項の規定と対応する状況

(i) 規定

上記 2. (1) (a) の項目を参照。

(ii) 「効果的な措置」に対応する状況

①流通・被害実態

中国と隣接するベトナムは、ハノイを中心とする北部とホーチミンを中心とする南部に分かれており、全土にわたり模倣品が横行しているとされる。諸種の家電製品、工業製品等の模倣品が存在し、模倣品率は ASEAN 諸国の中でも高いとされている。模倣品の流入経路は海路、陸路、空路、第三国経由と多様なルートが指摘されている⁴⁹。

2014 年第 I 四半期だけで、市場管理局は全国で 4 万件を検査し、2.5 万件を処理したとの報告がある。その際、罰金は 700 億ドン（約 3 億 3000 万円）であったが、この数字は実態と比較すれば、大きい数値ではないと指摘される。また、近年、模倣品は一向に減少する気配はなく増加の一途を辿っている。模倣品はほとんどの商品で出現し、

⁴⁷ 「タイ王国 - 特許庁」料金表（2017 年 10 月 21 日）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/iprsupport/document/miniguide/Asia_Thailand_sys.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

⁴⁸ 特許庁委託事業「ASEAN 各国における産業財産権の権利化に係る費用及び期間に関する調査」p.17-20（日本貿易振興機構 バンコク事務所 知的財産部、2014 年 4 月）

⁴⁹ 石川勇介、高田元樹「ASEAN 諸国における模倣品対策」パテント, Vol 69, No. 11, p.20（2016 年）

商標、地理的表示、意匠、特許などを権利侵害している疑いがあるとされる⁵⁰。

②権利行使実態

2001 年～2010 年までの 10 年間に於いて市場管理局と税関だけでも全国で 10 万 2,000 件以上の模倣品の製造（年間平均 1 万件）と輸出入 200 件を処理し、行政処分
の罰金総額は 1,240 億ドン（約 5 億 8300 万円）以上になっている⁵¹。また、税関における
模倣品の差止件数の統計調査について、2016 年の差止件数は、輸入差止件数が 60 件で、
輸出及びトランジットについては 0 件である。被害総額は 310 億 VDN（約 1 億 4600 万
円）と報告されている⁵²。

また権限機関による模倣品、知的財産権侵害物品等⁵³に対する取締実績の統計データ
に関して、2008 年度から 2014 年度にかけて罰金、税金滞納、没収商品価値の合計額が
増加しており、それに伴い 1 件の取締り当たりの罰金額、没収した商品価値の合計額が
増加している。さらに市場管理局による模倣品、知的財産権侵害物品に対する取締実績
の統計データに関して、2010 年度から 2013 年度にかけて取締件数が増加し、他方で 2010
年度から 2013 年度にかけて 1 件の取締り当たりの違反商品価値も増加傾向にあると報
告されている^{54 55}。

（iii）「迅速な救済措置」に対応する状況

①権利化期間

ベトナムにおける特許出願日から登録までの平均期間（2017 年登録案件）は 6.3 年と
の報告がある⁵⁶。

⁵⁰ 経済産業省受託調査「ベトナムにおける模倣品・知的財産権侵害物品の流通に関する調査」20-21 頁、（日
本貿易振興機構（JETRO）ハノイ事務所、2015 年 3 月）

⁵¹ 経済産業省受託調査「ベトナムにおける模倣品・知的財産権侵害物品の流通に関する調査」20-21 頁、（日
本貿易振興機構（JETRO）ハノイ事務所、2015 年 3 月）

⁵² 平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「模倣被害に対する主要各国による措置及
び対策に関する実態調査報告書」282 頁、（一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 AIPPI・JAPAN、
2017 年 3 月）、質問票調査及びヒアリング調査に基づく情報として。

⁵³ 禁止品、密輸品、模倣品、知的財産権侵害物品がまとめられている。

⁵⁴ 経済産業省受託調査「ベトナムにおける模倣品・知的財産権侵害物品の流通に関する調査」20-21 頁、（日
本貿易振興機構（JETRO）ハノイ事務所、2015 年 3 月）

⁵⁵ 「2014 年第 I 四半期だけで、市場管理局は全国で 4 万件を検査し、2.5 万件を処理した。罰金は 700 億
ドンであったが、この数字は実態と比較すれば、大きい数値ではなく、上記の違反における模倣品の違反
件数は約 10%を占めるに過ぎない。」と指摘されており、模倣被害の実態の大きさを窺わせる。

⁵⁶ 特許庁委託事業「ベトナム知的財産局が提供する産業財産権データベースの調査報告」103 頁（日本貿
易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2018 年 3 月）

②訴訟期間

民事訴訟の所要期間は約 1 年～2 年程度（第一審のみ）との報告がある⁵⁷。一方で、知的財産の刑事訴訟において、摘発から第一審判決がでるまでの平均期間は、8～12 か月（事件の複雑性による）、摘発から最終判決が出るまでの上訴を含めた平均期間は 8～24 か月（事件の複雑性による）と報告されている⁵⁸。

（iv）「追加の侵害を抑止するための救済措置」に対応する状況

①行政罰・刑事罰

ベトナムにおいて、刑事執行における刑期の平均について、3 か月から 6 か月の間と推定されている。刑事執行における罰金額の平均は 5,000 万 VND（約 23.5 万円⁵⁹）から 1 億 VND（約 47 万円）の間と推定されている⁶⁰。模倣品が食品、医薬品にかかるものである場合や取引の量的規模が大きい場合、又は再犯の場合に、法執行当局は刑事罰を科すことが比較的多いと指摘されている⁶¹。

一方で、ベトナムにおいて、知的財産権の侵害行為に対抗するための権利行使・救済手段としては、行政手続による対応が圧倒的に多いのが実情と報告されている。実際、行政手続の年間件数の総計は民事・刑事訴訟手続の年間件数の 100 倍を超えるものとなっている。行政手続が重用される要因としては、所要期間及び費用が訴訟手続に比して格段に少ない点が指摘されている⁶²。なお、罰金は違反商品価値に基づいて算定され、原則個人に対する最高額は約 2.5 億ドン（約 12500 米ドル）、組織に対する最高額は約 5 億ドン（約 2 5000 米ドル）との報告がある⁶³。

②民事救済

上述のとおり、ベトナムでは知的財産権の侵害行為に対する権利行使・救済手段として行政手続が大部分を占めるとされるが、一方で、科学技術省による公表では、裁判所に提起された事件のほとんどは民事手続に関わるものであり、刑事手続、及び行政手続

⁵⁷ 特許庁委託事業「ベトナムにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査」20 頁、（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部）、2017 年 9 月）、現地法律事務所からのヒアリングによる。知的財産の種別の記載はない。

⁵⁸ 平成 28 年度知的財産権ワーキンググループ等侵害対策強化事業「主要各国における知的財産権侵害事案の刑罰制度及びその運用に関する調査研究」164 頁～（日本技術貿易株式会社、2017 年 2 月）、現地法律事務所を通じて入手した情報に基づく。

⁵⁹ ベトナムドン 0.0047 円（2020 年 1 月現在）、以下日本円を併記する場合の換算は本レートを適用。

⁶⁰ 平成 28 年度知的財産権ワーキンググループ等侵害対策強化事業「主要各国における知的財産権侵害事案の刑罰制度及びその運用に関する調査研究」164 頁～（日本技術貿易株式会社、2017 年 2 月）、現地法律事務所を通じて入手した情報に基づく。

⁶¹ 石川勇介、高田元樹「ASEAN 諸国における模倣品対策」パテント, Vol 69, No. 11, p.21（2016 年）

⁶² 特許庁委託事業「ベトナムにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査」21 頁、（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部）、2017 年 9 月）

⁶³ 石川勇介、高田元樹「ASEAN 諸国における模倣品対策」パテント, Vol 69, No. 11, p.22（2016 年）

(行政訴訟)の割合は非常に少ないとの報告がある⁶⁴。

(b) 日ベトナム EPA 80 条 1 の規定と対応する状況

(i) 規定

日ベトナム EPA 80 条 1 は以下のとおり、知的財産の十分にして効果的な保護や、知的財産権の十分かつ効果的な行使に関する規定である⁶⁵。

1 両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を十分かつ効果的に行使するための措置をとる。

(ii) 「十分効果的保護」に対応する状況

①権利化期間

上記 2. (4) (a) (iii) ①の項目を参照。

(iii) 「十分効果的行使措置」に対応する状況

①権利行使法制度上の課題

ベトナムにおいて、知的財産権侵害の種類は多岐に渡り、その件数自体は決して少なくはないものの、民事訴訟として提起されるケースは限られると指摘される。行政手続が所要費用及び期間の双方を考慮して選択されるということもあるが、民事手続において、原告側が負うとされる損害の举证責任について、適正な証拠の収集は困難かつ長期間を要するという面が負担となっている可能性が指摘されている。また知的財産関連の事案を専門に取り扱う裁判所は設けられていないという状況もある⁶⁶。

②行政罰・刑事罰

上記 2. (4) (a) (iv) ①の項目を参照。

⁶⁴ 特許庁委託事業「ベトナムにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査」21 頁、(日本貿易振興機構 (JETRO) バンコク事務所 知的財産部)、2017 年 9 月)

⁶⁵ 「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/pdfs/mokuji.pdf [最終アクセス日:2020 年 1 月 27 日]

⁶⁶ 特許庁委託事業「ベトナムにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査」23 頁、(日本貿易振興機構 (JETRO) バンコク事務所 知的財産部)、2017 年 9 月)

③民事救済

上記 2. (4) (a) (iv) ②の項目を参照。

(c) 日ベトナム EPA 83 条 1 の規定と対応する状況

(i) 規定

日ベトナム EPA 83 条 1 は以下のとおり、制度の効率的な運用や、そのための行政手続の簡素化に関する規定である⁶⁷。

1 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

(ii) 対応する状況

①権利化期間

上記 2. (4) (a) (iii) ①の項目を参照。

②権利化費用

ベトナム財務省は 2016 年 11 月 14 日付にて通達 263/2016/TT-BTC を発行し、ベトナム国家知的財産庁 (NOIP) の料金改定を発表し新料金は 2017 年 1 月 1 日より適用されている。特許出願については、出願基本料 (新設された料金項目) : 1 出願毎に 150,000VND (約 6.82USD)、方式審査費用 (改訂前料金における出願料に相当する料金項目) : 1 独立クレーム毎に 180,000VND (約 8.18USD)、明細書の審査費用 (新設された料金項目) : 明細書が 6 ページを超える場合、1 ページ毎に 40,000VND (約 1.82USD)、明細書の公開費用 (新設された料金項目) : 明細書が 6 ページを超える場合、1 ページ毎に 10,000VND (約 0.45USD) と報告されている。またサーチ費用 (1 独立クレーム毎) として 600,000VND (約 27.27USD)、実体審査費用 (1 独立クレーム毎) として、720,000VND (約 32.73USD) と報告されている⁶⁸。

⁶⁷ 「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/pdfs/mokuji.pdf [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

⁶⁸ NGB (日本技術貿易株式会社) 「【特許・意匠ニュース】ベトナムの庁費用改定のお知らせ(2017/1/1 より適用)」 (2016/12/16) その時点における予定としての紹介である。

https://www.ngb.co.jp/ip_articles/detail/1393.html [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

(d) CPTPP 18.71 条 1 項の規定と対応する状況

(i) 規定

CPTPP 18.71 条 1 項は以下のとおり、侵害を防止するための迅速な救済措置及び将来の侵害を抑止するための救済措置を含む効果的な措置に関する規定である⁶⁹。

1. 各締約国は、この章の規定の対象となる知的財産権の侵害行為に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び将来の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、この節に規定する権利行使の手続を自国の法令（注 1）において確保する（注 2）。このような権利行使の手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、当該手続の濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

注 1 「法令」は、法律に限定されない。

注 2 各締約国は、貿易関連知的所有権協定（TRIPS 協定）第四十四条の規定及びこの協定に従うことを条件として、企業について、当該企業が民間企業であるか国有企業であるかを問わず、この 1 に規定する救済措置を利用することができるようにすることを確認する。

(ii) 「効果的な措置」に対応する状況

上記 2. (4) (a) (ii) の項目を参照。

(iii) 「迅速な救済措置」に対応する状況

上記 2. (4) (a) (iii) の項目を参照。

(iv) 「追加の侵害を抑止するための救済措置」に対応する状況

上記 2. (4) (a) (iv) の項目を参照。

(e) CPTPP 18.71 条 3 項の規定と対応する状況

(i) 規定

CPTPP 18.71 条 3 項は以下のとおり、不必要に複雑な又は費用を要する手続や、不合理な期限を付され、又は不当な遅延を伴う手続を禁ずる規定である⁷⁰。

⁶⁹ https://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_yakubun/160308_yakubun_18.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

⁷⁰ https://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_yakubun/160308_yakubun_18.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

3. 各締約国は、知的財産権の行使に関する自国の手続が公正かつ公平なものであることを確保する。この手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され、又は不当な遅延を伴うものであってはならない。

(ii) 「不必要に複雑・費用禁止」に対応する状況

①権利化費用

上記2.(4)(c)(ii)②の項目を参照。

(iii) 「不合理な期限・不当な遅延無し」に対応する状況

上記2.(4)(a)(iii)の項目を参照。

(f) CPTPP 18.77 条 6a 項の規定と対応する状況

(i) 規定

CPTPP 18.77 条 6a は以下のとおり、禁固刑や罰金に関する規定である⁷¹。

6. 各締約国は、1 から 5 までに規定する犯罪に関し、次の事項について定める。

(a) 拘禁刑及び将来の侵害行為を抑止するため十分に高額の罰金であって、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合したものを含む刑罰（注）

注 締約国は、拘禁刑と罰金とを併せて科することができることを定めることを締約国に義務付けるものではないことを了解する。

(ii) 対応する状況

①刑事罰

上記2.(4)(a)(iv)①の項目を参照。

⁷¹ https://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_yakubun/160308_yakubun_18.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

（５）インドネシア

（ａ）TRIPS 協定 41 条 1 項の規定と対応する状況

（ｉ）規定

上記 2.（１）（ａ）の項目を参照。

（ii）「効果的な措置」に対応する状況

①流通・被害実態

インドネシア反模倣協会(MIAP)-インドネシア大学経済社会研究所(LPEM)の模倣品調査における市場規模の推計(模倣品による侵害額)に関して、2014 年版報告書によれば、GDP 損失は 65 兆 1,000 億 IDR（インドネシア・ルピア）（約 5080 億円）、逸失税収は 4 億 2,400 万 IDR（約 330 万円）、雇用領域の損失利益として 3 兆 4,000 億 IDR（約 265 億円）と、それぞれ推定されている⁷²。

インドネシア国内には模倣品流通が多い地域は複数知られており、例えば、首都ジャカルタには東南アジア最大級のショッピングモールが複数あり、模倣品・海賊版がとりわけ多く販売されている。流入経路としては中国からのものと、周辺国経由のものが存在するが、前者の寄与が圧倒的に大きいとされる。多くのインドネシア国民は品質よりも価格を重視するとされ、その結果として模倣品市場の形成が促進されているとの指摘がある⁷³。

知的財産権侵害に対するインドネシア政府及び知財協会の取組により取締りにおいて一定の効果をあげているものの、知財権者の利益を害する相当程度の模倣品が市場に流通していると指摘される。

②権利行使実態

インドネシアにおける各権限機関による知的財産権侵害に対する取締実績について、2014 年度では知的財産総局では 34 件、国家警察では 98 件、商事裁判所では 102 件、最高裁判所では 65 件の取扱いの事件数となっている⁷⁴。なお、経年変化を統計データで見ると 2011 年年度から 2014 年度にかけて国家機関の取締件数が減少し、他方で 2012 年度から 2015 年度にかけて裁判所の訴訟件数が増加している。

⁷² 経済産業省受託調査「インドネシアの模倣品対策に関する調査」3-4 頁（日本貿易振興機構（JETRO）ジャカルタ事務所、2016 年 8 月）

⁷³ 石川勇介、高田元樹「ASEAN 諸国における模倣品対策」パテント, Vol 69, No. 11, p.18-19（2016 年）

⁷⁴ 経済産業省受託調査「インドネシアの模倣品対策に関する調査」16 頁（日本貿易振興機構（JETRO）ジャカルタ事務所、2016 年 8 月）

またインドネシア税関は、密輸、又は麻薬等の取引が禁止されている物品等の犯罪に対して、職権上の力を注いでいると報告されている。しかしながら、この点に関する包括的なデータは確認されていない⁷⁵。税関による押収実績は後述するように 2019 年 12 月に 1 件が確認されたのみである。

(iii) 「迅速な救済措置」に対応する状況

①権利化期間

インドネシアにおける特許出願日から登録までの平均期間（2017 年登録案件）は 5.4 年との報告がある⁷⁶。

②訴訟期間

インドネシアにおける民事訴訟の特許権侵害訴訟（民事）の訴訟期間は第一審：平均 7 月、上告審：平均 1 年と報告されている⁷⁷。一方で、知的財産の刑事訴訟において、摘発から第一審判決がでるまでの平均期間は 1 年 7 か月程度であり、摘発から最終判決が出るまでの上訴を含めた平均期間は 3 年 9 か月程度との報告がある⁷⁸。

(iv) 「追加の侵害を抑止するための救済措置」に対応する状況

①刑事罰

インドネシアにおける刑事執行における刑期の平均について、意匠：6.6 か月、商標：12 か月、著作権：8.3 か月との報告がある。また、刑事執行における罰金額の平均については、意匠：5,100 万ルピア（約 40 万円⁷⁹）、商標：540 万ルピア（約 4.2 万円）、著作

⁷⁵ 特許庁委託事業「アセアン主要国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）の税関における知財関連法規・運用実態に関する調査」10 頁～（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2018 年 4 月）

⁷⁶ 特許庁委託事業「インドネシア知的財産局が提供する産業財産権データベースの調査報告」107 頁（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2018 年 3 月）

⁷⁷ 特許庁委託事業「インドネシアにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査」31 頁～、（日本貿易振興機構（JETRO）シンガポール事務所 知的財産部）、2017 年 4 月）、現地法律事務所からのヒアリングによる（参考値）。

⁷⁸ 平成 28 年度知的財産権ワーキンググループ等侵害対策強化事業「主要各国における知的財産権侵害事案の刑罰制度及びその運用に関する調査研究」65 頁～（日本技術貿易株式会社、2017 年 2 月）、現地法律事務所を通じて入手した情報に基づく。

⁷⁹ インドネシアルピア 0.0078 円（2020 年 1 月現在）、以下日本円を併記する場合の換算は本レートを適用。

権：4,200 万ルピア（約 33 万円）との報告がある⁸⁰。

一般に民事訴訟よりも費用は低く、刑事強制捜査に基づく法的執行力を背景として知的財産権侵害事件の主要な紛争解決手段として刑事訴訟が用いられていると考えられている。その一方で、インドネシアの裁判所は知的財産権侵害訴訟の経験が少ないとされ、判決の予見可能性が高いわけではないこと、有罪判決を得ても侵害者は執行猶予、低廉な罰金刑に留まる傾向があること、汚職の可能性等、刑事訴訟においてはいくつかの課題が指摘されている⁸¹。

②民事救済

インドネシアの裁判所は特許権侵害訴訟に関する経験の蓄積が少ないとも指摘され、またインドネシアでは損害の算定に関する規定が存在しないので留意を要する⁸²。

（b）日インドネシア EPA 106 条 1 の規定と対応する状況

（i）規定

日インドネシア EPA 106 条 1 は以下のとおり、知的財産の十分にして効果的な保護や、侵害への権利行使に関する規定である⁸³。

1 両締約国は、貿易及び投資を更に促進することを目的として、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を行使するための措置をとる。

（ii）「十分効果的保護」に対応する状況

①権利化期間

上記 2.（5）（a）（iii）①の項目を参照。

⁸⁰ 平成 28 年度知的財産権ワーキンググループ等侵害対策強化事業「主要各国における知的財産権侵害事案の刑罰制度及びその運用に関する調査研究」65 頁～（日本技術貿易株式会社、2017 年 2 月）、現地法律事務所を通じて入手した情報に基づく。

⁸¹ 石川勇介、高田元樹「ASEAN 諸国における模倣品対策」パテント, Vol 69, No. 11, p.20（2016 年）

⁸² 石川勇介、高田元樹「ASEAN 諸国における模倣品対策」パテント, Vol 69, No. 11, p.19（2016 年）

⁸³ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/pdfs/mokuji.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

(iii) 「対侵害権利行使措置」に対応する状況

①権利行使法制度上の課題

インドネシアにおける税関による国境措置に関して、関税法(1995 年法律第 10 号)は税関当局による商標権と著作権を侵害する物品の差止めについて規定している。長い間、当該規定を運用するために必要な細則が整備されていなかったが、インドネシア最高裁判所により暫定的措置に関する最高裁規則⁸⁴が、2012 年 7 月に公表された。これは、国境における通関停止を税関に認める裁判所命令に関する規則を定めるものである。さらに、2017 年 8 月に知的財産侵害疑義貨物輸出入管理に関する政令第 20 号⁸⁵が施行され、税関での取締実施に向けて、大きく前進したと報告されている⁸⁶。2018 年 6 月には、同政令を実施するための細則である財務大臣令⁸⁷が施行され、差止申立てに必要な法制度が整備されたことになり、これにより税関での侵害貨物差止が開始されると期待されていたところ、2019 年 12 月にようやくインドネシア税関総局による差押が 1 件実施されたと報告された^{88 89}。しかしながら、確認されたのは 2019 年末までで 1 件のみであり引き続き運用実態を注視していく必要がある。

また、上記財大臣規則等が施行されたものの、税関登録ができる者はインドネシア国内に所在の法人に限定されており、それ以外の知財権者は依然として知的財産権侵害疑義物品の差止めの申立てができないおそれがあり、運用面を含め関連規則の動向等について情報収集を行っていくことが肝要である。

(c) 日インドネシア EPA 109 条 1 の規定と対応する状況

(i) 規定

日インドネシア EPA 109 条 1 は以下のとおり、制度の効率的な運用や、そのための行

⁸⁴ 一時差止命令に関するインドネシア共和国最高裁判所規則 2012 年第 4 号

⁸⁵ 知的財産権侵害物品又は知的財産権侵害疑義物品である輸入品又は輸出品の取締りに関する 2017 年インドネシア共和国政令第 20 号

⁸⁶ 特許庁委託事業「模倣対策マニュアル インドネシア編」79 頁、(日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課 シンガポール事務所 知的財産部、2018 年 3 月)

⁸⁷ 知的財産権侵害物品又は知的財産権侵害疑義物品である輸入品又は輸出品の取締りに関する、登録、停止、担保、一時停止、監視及び評価に関する 2018 年 4 月インドネシア共和国財務大臣規則第 40 号

⁸⁸ PRESS RELEASE NUMBER:PERS-01/BC.05/2020 「Customs and Excise Seized Fake/Counterfeited Import Goods as a Commitment to Protect Intellectual Property Rights」 (09 January 2020)

<https://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2020/Press%20Release.pdf> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

⁸⁹ インドネシア税関の報道発表として、摘発した物品は 2019 年 12 月にスラバヤ港に輸入されたボールペン 85 万 8,240 本で、10 億 1,916 万ルピアであるとの報告がある。また、摘発が成功したのは、権利者が税関へ情報登録(自社のブランド製品に係る情報)していたことによるとされる。佐々木新平、JETRO ビジネス短信「税関が知財侵害物品を水際で摘発」(2020 年 01 月 14 日)

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/01/318ebd81c8026861.html> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

政手続の改善に関する規定である⁹⁰。

1 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、国際的な基準に従い、知的財産権に関する自国の行政上の手続を改善するための適切な措置をとる。

(ii) 対応する状況

①権利化期間

上記 2. (5) (a) (iii) ①の項目を参照。

②権利化費用

インドネシアにおける国内出願(10 請求項まで)の当局に対する費用は 1,500,000 (インドネシアルピー)、審査請求料金 2,000,000 (インドネシアルピー) との報告がある⁹¹。

3. まとめ

以上略述のとおり、本稿ではインド、フィリピン、タイ、ベトナム、インドネシアにおける模倣品・海賊版に関して被害状況や権利行使実態等の情報を収集し、当該国ごとに国際協定における知財権利行使関連規定の整合性に関して現状の実態把握を試みた。

模倣品問題は古くから存在し、1980 年代前半より国際的な関心を集めるようになってきたとされ⁹²、言うまでもなく、いまや模倣品取引は世界経済に深刻な損害をもたらす大きな課題と位置付けられている。実際に OECD と EU 知的財産庁の報告書「偽造品と著作権侵害物の取引動向」によれば、世界全体の偽造品輸入額は 2016 年の税関での押収物データに基づいて 5090 億米ドルに上ると算定され、世界貿易の実に 3.3%を占めるまでに増え続けていると指摘されている⁹³ ⁹⁴。世界規模で見れば 2014-2016 年において偽造品の大半は中国大陆と香港が製造地とされているが、その他の主な製造地として 2015 年-2016 年ではタイやインド等が挙げられ、2014 年ではタイ、インド、ベトナム、フ

⁹⁰ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/pdfs/mokuji.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

⁹¹ 「インドネシア共和国 - 特許庁」料金表(作成日：2017 年 10 月 21 日)
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/iprsupport/document/miniguide/Asia_Indonesia_sys.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

⁹² 「Green Paper Combating Counterfeiting and Piracy in the Single Market.」 European Commission, Brussels: COM/98/0569

⁹³ 「Trends in Trade in Counterfeit and Pirated Goods」 p.11 (OECD,EUIPO、2019 年)

⁹⁴ 「ただ、税関での差し押え額(若しくは量)の大きさは、税関での検査対象になる可能性の違いにより異なり(CEBR, 2002; OECD, 2008)、また税関担当官のスキルなどによっても大きく異なってしまう(Pacula et al. 2012)」との指摘もあり、税関統計で示される差止率には模倣品流通実態の指標の精度において限界もあると考えられる。石井康之、大林守「模倣被害の社会・経済的インパクトの検証」LES JAPAN NEWS Vol.56 No.3,p.6 September, 2015

フィリピン等が挙げられている⁹⁵ ⁹⁶。

本稿で取り上げたアジア五か国はいずれも、日本にとっても現実に模倣品・海賊版の製造地・経由地として長年にわたり課題のある国として認識されており⁹⁷ ⁹⁸、TRIPS 協定等の国際協定の実効性に関する関連規定を根拠として改善の働きかけを行うことが可能であれば我が国産業界においても有益な結果をもたらすであろうと期待される。

一方で、例えば、TRIPS41 条 1 項は迅速な救済措置や追加の侵害を抑止するための救済措置を含む効果的な措置に関する規定であり、一般的義務を定めるものと理解される。ところ、その性質上各国における個別の具体的事案や実態が直ちに当該規定との関係で適合・不適合となり得るのかを明快に判断することは容易ではないと考えられる。しかしながら、仮に現実の状況如何に関わらずもはや整合性を問い得ないということになれば、知財権利行使に関する一般的規定自体の存在意義が理念的なものに留まるということになり、実効性の確保が難しくひいては空文化ないし形骸化してしまうのは望ましいことではない。

確かに、上記五か国は税関における国境措置・水際取締りを強化したり、警察当局等による国内市場における摘発を実施したり、国によってその実績を統計情報として公開したりと、国際協定の関連規定の義務履行に対して一定の法制度整備・運用の取組を行い、部分的には成果を挙げている面もあると考えられる。しかしながら、たとえそのような取組により表面的には経年変化において取締りの件数や押収品の価額が増加したとしても、差し押さえられた模倣品は模倣品市場のごく一部といわれており、依然として市場には正規品に紛れて摘発や差止めを免れた多くの模倣品が存在し、正規品産業及び知財権者に大きな損害が継続的に発生する状況が常態化していると考えられる。権利行使による民事救済についても模倣品業者の資力によっては十分に満足されない状況とも指摘される。当該状況は、各国の各産業市場における模倣品の占有率及び市場規模と当局による取締実績との比較の結果次第では国際協定の実効性に関する規定の整合性に違反するおそれがあるため、是正されるべきであると考えられる。ここで、TRIPS41 条 1 項の規定を所与のものとして捉え、仮に「効果的な措置」、「迅速な救済措置」、及び「追加の侵害を抑止するための救済措置」の実効性確保を厳格に追及する見地に立てば、当該状況が関連規定に整合しているとは言えない可能性はより高まるともいえよう。そして同様な状況は他の EPA 等における関連規定にも妥当すると考えられる。

我が国としては上記五か国に限られず新興国・途上国における模倣品等取締りのより

⁹⁵ 「Trends in Trade in Counterfeit and Pirated Goods」 p.28-29 (OECD,EUIPO、2019 年)

⁹⁶ 分部悠介「中国から ASEAN 諸国への模倣品流通状況及び対応方法」知財管理 66 巻 3 号 (2016 年) 259 頁〜において、ASEAN 諸国が中国を製造地とする模倣品の流通先であることや国際的な模倣品流通の経由地であることが指摘されている。

⁹⁷ 例えば特許庁「2018 年度模倣被害実態調査報告書」及び対応する過去の報告書

⁹⁸ 模倣品流通により日系企業の権利者の利益の喪失だけでなく、知的財産の創造意欲の減退、消費者のブランドへの信頼低下等の不利益が指摘されている。また、食品、医薬品等の産業分野では模倣品による健康被害の可能性について言及されており、死亡に至るケースを含め、深刻な被害がある。石川勇介、高田元樹「ASEAN 諸国における模倣品対策」パテント, Vol 69, No. 11, p.15 (2016 年)

一層の強化を実現するために各国における模倣品の占有率・市場規模を含めた被害状況・権利行使実態に関するより客観的なデータを継続的に収集、蓄積し、定量的に監視していくとともに、当該データに基づく実態把握を踏まえたうえで各国に対し国際協定における知財権利行使関連規定のより確実な履行及び実効性確保を求める働きかけを行っていくことは検討に値すると考えられる。

以上